



○假議長(公爵德川國順君) 日程第一、無  
盡業法中改正法律案、政府提出、衆議院送  
付、第一讀會 河田大藏大臣

〔左ノ案ハ朗讀ヲ經サルモ參照シ  
タメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

三 金錢ノ給付ヲ爲ス無盡ノ掛金者ニ  
四 對シ契約給付金額ヲ限度トスル貸付  
五 銀行若ハ庶民金庫ヘノ預ヶ金又ハ  
郵便貯金

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十六年二月八日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿  
衆議院議長 小山 松壽

卷之三

第一條中「金錢又ハ有價證券」ヲ「金錢有價證券其ノ他ノ財產」ニ改ム

第五回第一項ノ金錢及有價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ヲ業トスル無盡會社ハ前項ノ外

其ノ商號中ニ其ノ給付ヲ爲ス主タル財產ノ種類ヲ示スペキ文字ヲ用フベシ

第七條 無盡會社ノ營業區域ハ道府縣ノ  
區域内ニ於テ之ヲ定ムベシ但シ特別ノ

事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ營業區域ハ定款中ニ之ヲ記載ス

第十條 無盡會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外  
ハシ

其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得  
ズ

一 有價證券ノ應募、引受又ハ買入  
二 有價證券又ハ不動產ヲ擔保トスル

貸付

事速記録第十二號 無盡業法中改正法律案 第一讀會  
四 銀行若ハ庶民金庫ヘノ預ヶ金又ハ郵便貯金  
五 命令ノ定ムル所ニ依リ信託會社ヘ爲ス金錢信託  
六 金錢及有價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ掛金者ニ對シ契約給付金額ヲ限度トスル貸付  
無盡會社前項第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ國債、地方債並ニ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ノ債券及株式以外ノ有價證券ノ應募、引受若ハ買入又ハ之ヲ擔保トスル貸付ヲ爲サントスルトキハ豫メ其ノ有價證券ノ種類ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ  
第一項第三號ノ規定ニ依ル貸付金額中既ニ拂込ミタル金額ヲ超過スル額ニ付テハ確實ナル擔保又ハ保證アルコトヲ要ス  
第十二條中「其ノ會社」ヲ「其ノ會社又ハ六ノ會社ニ第二十一條ノ六ノ規定ニ依ル管理ヲ委託シタル無盡會社」ニ改ム  
第二十一條中「無盡會社ノ合併」ヲ「無盡會社ノ合併又ハ營業ノ全部若ハ一部ノ讓渡若ハ讓受」ニ改ム  
第二十一條ノ四 無盡會社ガ其ノ營業全部ノ讓渡又ハ他ノ無盡會社ノ營業全部ノ讓受ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ決議ノ要旨及其前項ノ決議ハ商法第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ契約ハ各無盡會社ニ於テ株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス  
第一項ノ期間内ニ債權者ガ異議ヲ述べリシトキハ營業全部ノ讓渡又ハ讓受ヲ承認シタルモノト看做ス  
第一項ノ期間内ニ債權者ガ異議ヲ述べタルトキハ營業全部ノ讓渡又ハ讓受ヲ爲サントスル無盡會社ハ辨濟ヲ爲シ若ハ相當ノ擔保ヲ供シ又ハ債權者ニ辨濟ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託會社ニ相當ノ財產ヲ信託スルコトヲ要ス  
第二十一條ノ五 無盡會社ガ其ノ營業全部ノ讓渡ヲ爲シタルトキハ遲滯無ク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス  
前項ノ公告アリタルトキハ營業全部ノ讓渡ヲ爲シタル無盡會社ノ掛金者ニ對シ民法第四百六十七條ノ規定ニ依ル確定日附アル證書ヲ以テスル通知アリタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ其ノ公告ノ日附ヲ以テ確定日附トス  
第二十一條ノ六 無盡會社ハ契約ヲ以テ他ノ無盡會社ニ其ノ業務及財產ノ管理ヲ委託スルコトヲ得  
前項ノ契約ハ各無盡會社ニ於テ株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十一條ノ八 前條ノ認可アリタルト  
キハ各無盡會社ハ遲滯ナク其ノ旨及契  
約ノ要旨ヲ公告シ且管理ヲ委託シタル  
無盡會社ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ旨並ニ受託無盡會社ノ商號及  
本店ノ所在地ヲ登記スルコトヲ要ス  
前項ノ登記ハ委託無盡會社ノ本店及支  
店ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス  
第二十一條ノ九 本法ニ別段ノ定アル場  
合ヲ除クノ外委託無盡會社ト受託無盡  
會社トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定  
ニ從フ

第二十一條ノ十 受託無盡會社ガ委託無  
盡會社ノ爲ニ無盡契約其ノ他ノ取引ヲ  
爲スニハ委託無盡會社ノ爲ニスルコト  
ヲ表示スルコトヲ要ス

前項ノ表示ヲ爲サズシテ爲シタル無盡  
契約其ノ他ノ取引ハ之ヲ自己ノ爲ニ爲  
シタルモノト看做ス

商法第三十八條第一項ノ規定ハ受託無  
盡會社ニ之ヲ準用ス

民法第四十四條第一項ノ規定ハ管理ノ  
委託アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條ノ十一 管理契約ノ解除ハ株  
主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ商法第三百四十三條ノ規  
定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得

第二十一條ノ七ノ規定ハ第一項ノ解除

ニ之ヲ準用ス

第二十一條ノ十二 管理契約ノ解除又ハ  
終了アリタルトキハ各無盡會社ハ遲滞

ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス  
第三十四條中「無盡管理會社」ヲ「無盡會

社ニ非スシテ無盡ノ管理ヲ業トスル會社  
(以下無盡管理會社ト稱ス)」ニ改ム

第三十七條中「又ハ清算人」ヲ「若ハ清算  
人又ハ第二十一條ノ六ノ規定ニ依ル管理  
ノ受託無盡會社ノ取締役、監査役若ハ支  
配人」ニ改ム

第三十八條中「又ハ清算人」ヲ「若ハ清算  
人又ハ第二十一條ノ六ノ規定ニ依ル管理  
ノ受託無盡會社ノ取締役、監査役若ハ支  
配人」ニ改メ同條第四號ノ次ニ左ノ一號  
ヲ加フ

四ノ二 第二十一條ノ四ノ規定ニ違反  
シテ營業全部ノ讓渡又ハ讓受ヲ爲シ  
タルトキ  
第三十九條第二項中「無盡會社ノ取締役  
及監査役」ヲ「無盡會社又ハ第二十一條ノ  
締役及監査役」ニ改ム  
第四十條中「第五條第二項」ヲ「第五條第  
三項」ニ改ム  
第四十一條 削除

附 則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一  
條、第五條及第十條第一項第六號ノ改正  
規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第十六條、第二十二  
條乃至第二十五條、第三十五條、第三十  
七條、第三十八條及第四十二條ノ規定ヲ  
準用ス

第二項ノ場合ニ於テ無盡ヲ業トスル者ガ  
同項ノ業務以外ニ無盡業ヲ營ミタルトキ  
ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一條ノ改正規定施行ノ際迄一年以上引  
續キ他ノ事業ト共ニ金錢及有價證券以外  
ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡業ヲ營ム會社ニ  
對シ無盡業ノ免許ヲ爲ス場合ニ於テ主務  
大臣ハ五年内ノ期間ヲ定メ其ノ營ム他ノ  
事業ノ兼業ヲ認可スルコトヲ得

庶民金庫法第十七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加  
タルトキ  
第十七條ノ二 庶民金庫ハ前條ノ業務ノ  
外無盡會社ノ預金ノ受入及無盡會社ニ  
對スル貸付ヲ併セ行フコトヲ得

○國務大臣(河田烈君) 只今議題ト相成リ  
マシタ無盡業法中改正法律案提案理由ニ付  
御説明申上ゲマス、無盡業ノ現狀ヲ見マス  
ルニ、無盡會社ノ數ハ二百二十社ゴザイマ  
スガ、其ノ無盡契約高ハ最近順調ナル增加  
ヲ繼續致シテ參テ居リマシテ、昨年末現在

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業

トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

第一條ノ改正規定施行ノ際現ニ金錢及有  
價證券以外ノ財產ノ給付ヲ爲ス無盡ノ業  
トスル者ハ同條ノ改正規定施行前ニ爲シ  
タル無盡契約ニ付テハ之ガ完了ニ至ル迄  
其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

ニ於キマシテ約三十億圓、融通金額九億圓

ニ達シテ居リマシテ、會社ノ資産内容モ、以

前ニ比較致シマスレバ頗ル改善セラレテ參ッ  
テ居リマシテ、庶民金融ノ活潑ナル活動

ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、併シナガラ  
無盡會社ヲシテ、時局ニ即應致シマシテ一  
層中小商工業者等ニ對スル金融疏通ヲ圖

リ、併セテ貯蓄獎勵、國債消化等ノ國策ニ  
寄與セシムル爲ニハ、會社ノ基礎ノ強化ヲ  
圖リマスルト共ニ、營業上ノ資金ノ運用方  
法ニ關シ、改善ヲ加フルコトガ緊要ト認メ

ラレルノデゴザイマス、之ガ爲ニハ、無盡  
業法中資金運用ニ關スル制限ノ緩和ヲ圖リ、  
庶民金庫トノ聯繫ニ關スル規定ヲ加ヘマス  
ル等ノ改正ヲ爲スノ必要ガアルノデゴザイ  
マスノデ、茲ニ本案ヲ提出致シマシタ次第  
デゴザイマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ與  
ヘラレムコトヲ希望致シマス

○假議長(公爵徳川國順者) 御質疑ガナケ  
レバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ  
マス

第五條中「又ハ地方公共團體」ヲ「地方公  
共團體又ハ政府ノ指定スル者」ニ改ム

第六條中「若ハ解雇」ノ下ニ「就職、從業  
若ハ退職」ヲ加ヘ「賃金其ノ他ノ勞働條件」  
ヲ「賃金、給料其ノ他」從業條件」ニ改ム

第八條中「總動員物資」ヲ「物資」ニ改ム

第十條中「使用又ハ收用スルコトヲ得」ヲ  
「使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ  
者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコト  
ヲ得」ニ改ム

第十一條中「資金ノ運用」ヲ「資金ノ運用、  
債務ノ引受若ハ債務ノ保證」ニ改ム

第十三條第三項中「土地又ハ家屋其ノ他  
ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコト  
ヲ得」ヲ「土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ  
管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ  
行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムル  
コトヲ得」ニ改ム

第十四條中「使用又ハ收用スルコトヲ得」  
ヲ「使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行

院送付、第一讀會、星野國務大臣  
家總動員法中改正法律案、政府提出、衆議  
院送付、第一讀會、星野國務大臣

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議  
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十六年二月八日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

衆議院議長 小山 松壽

國家總動員法中改正法律案

國家總動員法中左ノ通改正ス

第五條中「又ハ地方公共團體」ヲ「地方公  
共團體又ハ政府ノ指定スル者」ニ改ム

第六條中「若ハ解雇」ノ下ニ「就職、從業  
若ハ退職」ヲ加ヘ「賃金其ノ他ノ勞働條件」  
ヲ「賃金、給料其ノ他」從業條件」ニ改ム

第八條中「總動員物資」ヲ「物資」ニ改ム

第十條中「使用又ハ收用スルコトヲ得」ヲ  
「使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ  
者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコト  
ヲ得」ニ改ム

第十一條中「資金ノ運用」ヲ「資金ノ運用、  
債務ノ引受若ハ債務の保證」ニ改ム

第十三條第三項中「土地又ハ家屋其ノ他  
ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコト  
ヲ得」ヲ「土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ  
管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ  
行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムル  
コトヲ得」ニ改ム

第十四條中「使用又ハ收用スルコトヲ得」  
ヲ「使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一  
條、第五條及第十條第一項第六號ノ改正  
規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

古莊健次郎君

橋本圭三郎君 佐々木八十八君

三井清一郎君 男爵牧野 康熙君

入江 貢一君

男爵東久世秀雄君

九一



附  
則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣星野直樹君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(星野直樹君)　只今議題トナリ  
マジタ國家總動員法中改正法律案ニ付提案ノ理由ヲ説明申上ダマス、支那事變ノ推移  
竝ニ國際情勢ノ變轉ニ伴ヒ、皇國ハ目下未  
會有ノ重大時局ニ際會致シテ居ルノデアリ  
マス、此ノ緊迫セル内外ノ情勢ニ對處シ、  
眞ニ國家總力ノ發揮ニ遺憾ナキヲ期シ、皇  
國國策ノ遂行ヲ圖リマスル爲ニハ、國家總動員  
動員態勢ヲ更ニ一層強化整備致サナケレバ  
ナリマセヌ、國家總動員法改正ノ趣旨ハ、  
全ク茲ニ存スルノデアリマス、國家總動員  
法ハ、去ル昭和十三年五月施行以來、時局  
ノ推移ニ伴ヒ、逐次之ヲ發動シテ參ッタノデ  
アリマシテ、既ニ之ニ關スル幾多ノ法規ノ  
實施ヲ見タノデアリマス、同法ハ、今日迄  
ニ於ケル其ノ實施ノ經驗ニ鑑ミ、若干不備  
ノ點ヲ修正スルノ必要ヲ認メラレルノデア  
リマスルガ、今回改正ノ主眼トスル所ハ、  
現下皇國ヲ繞る國際關係ノ急迫セル情勢、  
茲ニ列國ニ於ケル總動員態勢強化ノ實情ニ  
應ジ、之ニ備へテ國家總動員態勢ノ徹底的  
ナル強化整備ヲ圖リ、一朝有事ノ際ニ於テ  
ハ、如何ナル事態ノ變化ニ對シテモ敏捷機  
宜ノ措置ヲ講ジ得ルノ態勢ヲ整ヘントスル  
ニ在ルノデアリマス、改正ノ要點ハ、統制  
スペキ物資及ビ業務ノ範圍ヲ擴大シ、事業  
ノ強化及生産ノ増強ニ關スル規定ヲ整備擴  
充シ、金融統制ノ規定ヲ擴張シテ、必要ノ

ハ、此ノ改正案ノ理由ヲ詳細ニ説明願ヒタ  
ベテ、御答辯ノ御参考ニ供シタイノデアリ  
マス、只今議會ニ課セラレタル任務ハ、改  
正案ノ要否ヲ審議スルニアルノデアリマ  
スルガ、改正案ノ可否ト云フモノハ、總動  
員法其ノモノガ是ナルカ非ナルカニ依ツテ  
決セラル、コトガ多キガ故ニ、檢討ハ勢ヒ  
總動員法其ノモノニ及バザルヲ得ナイノデ  
アリマス、仍テ聊カ總動員法ニ對スル疑ヲ  
申述べテ、政府ノ御所見ヲ伺ヒタイノデア  
リマス、殊ニ只今御説明ニモアル如ク、政  
府ハ本案提出ノ理由ノ一ツトシテ、列國ニ  
於ケル總動員態度強化ノ實情ニ照シ云々ト  
述ベラレテ居リマシテ、恰モ外國ガ總動員  
態度ヲ強化スルカラ、我ガ國モ亦總動員法  
ヲ強化シナケレバ、一朝有事ニ際シ機宜ノ  
措置ヲ講ジ得ラレナイヤウニ説明サレテ居  
ルノデアリマス、古ノ兵家ハ、彼ヲ知リ己  
ヲ知レバ百戰殆カラズ、彼ヲ知ラズ己ヲ知  
ラザレバ百戰必ズ敗ル、ト戒メテ居ルノデ  
アリマスルカラシテ、此ノ際外國ノ總動員  
態度ヲ検討シ、彼ト我トヲ比較研究スルコ  
トハ、此ノ際最モ必要ナルモノト信ジマス、  
外國ニ於キマシテハ、此ノ種ノ法令ヲ授權  
法ト總稱シテ、獨裁的權力ノ授與ヲ内容ト  
致シテ居リマス、此ノ種ノ獨裁權ヲ先づ事  
實上掌握シタモノハ「ソ」聯ノ當局者デアリ  
法令ヲ以テ授權ヲ明カニシタモノハ「イタ  
リー」ガ始リデ、ソレハ確カ千九百二十六

年頃ト記憶シマス、次ハ「ドイツ」デ、千九百三十三年ニ授權法ガ制定サレマシテ、其ノ後二、三回ノ修正ニ依ツテ益々其ノ權限ガ擴張サレ、次デ「スペイン」ノ「フランコ」政權、「フランス」ノ「ペタン」政權ガ之ヲ模倣シテ居リマス、近來ハ「アメリカ」ノ「ルーズベルト」モ切ニ各種ノ權限授與ヲ議會ニ要求シテ居リマス、而シテ外國ノ授權行爲ヲ通覽シマスレバ、茲ニ一貫セル共通ノ點ガアルノデアリマス、ソレハ元首若シクハ首長其ノ人ニ對シテ權限ヲ與ヘルコトデアリマシテ、對人的信任ガ其ノ骨子トナッテ居リマス、換言スレバ「ムソソリニニ」、「ヒットラー」、「フランコ」、「ペタン」、「ルーズベルト」ト云フ元首若シクハ首長ヲ信ジテ授權スルモノノデアリマシテ、決シテ政府其ノ他ノ機關ニ對シテ與ヘタモノデハアリマセヌ、機關ニ對シテ與ヘタモノデハアリマセヌ、是ガ歐米ノ授權法ノ特長アリマスノ要スルニ我ガ天皇ノ大權ニ類似スルモノデアリマス、茲ニ大權ト申シマスルハ學者ノ所謂憲法上ノ大權ヲ申スノデアリマス、察スルニ彼等ハ我ガ國體ヲ慕ヒ、我ガ天皇ノ大權ヲ羨ミ、我ヲ師トシ、我ヲ範トシテ、我所ノ亦斯様ナ權限ヲ掌握セムトシタルモノデアリマセウ、若シ其ノ推測ニシテ誤リナクンバ、我ガ憲法ハ各國ニ其ノ範ヲ示シ自分モ亦斯様ナ權限ヲ掌握セムトシタルモノデアリマス、殊ニ考へネバナラヌコトハ、「イタリー」ヲ除クノ外、「ゾ」聯、

「ドイツ」、「スペイン」、「フランス」ハ何レモ革命ノ後デアリマス、戰敗後、戰ヒ敗レタ後デアリマス、若シ其ノ儘ニ推移シタナラバ、永久奈落ノ底ニ沈淪シテ只管滅亡ノ一途ヲ辿ルヤウナ勢情ニアツクノデアリマス、其ノ國情ノ慘澹タル點ニ於テハ「イタリー」モ亦是等諸國ト大同小異デアリマシタハ此ノ時ニ方リ「ムソソリニ」「ヒットラ」ノ如キ英雄ガ起シテ回天ノ偉業ヲ成就シ、暗黒ヲ化シテ光明ト爲シ、頓ニ國運ヲ隆盛ニシテ全世界ヲ驚カシタノデアリマス、國民ガ狂喜シテ之ヲ推戴シ、獨裁的權限ヲ與ヘタト云フコトハ、少シモ怪シムベキモノノデナイ、寧ロ自然ノ成リ行キト申シテ差支ナイト思フ、又「ムッソリニ」「ヒットラ」ガ廣汎ナル權限ヲ要求シタノハ、決シテ無理デハアリマセヌ、彼等ハ齊シク草莽ヨリ起シタ英雄デアリマシテ、何レモ一介ノ平民、生レナガラニシテ何等一般人ト異ル資格ハ何一つ持ツテ居リマセヌ、故ニ國政ヲ變理スル爲ニハ是非授權ヲ要求セザルヲ得ナイノデアリマス、「フランコ」「ペタン」「ルーズヴエルト」ノ諸氏モ亦此ノ點ニ於テハ何レモ同様デアリマス、從シテ歐米諸國ニ於ケル授權ハ、何レモ非常時ニ於ケル機宜ノ措置トシテハ百パーセント正當デアリマス、然リト雖モ「ムッソリニ」「ヒットラ」ノ諸氏ハ、此ノ權限ヲ握ルニ付テハ隨分苦心モシ、苦勞モシ、相當ノ工作ヲシタノデアリマス、即チ先シ議會ヲ改造シテ、其ノ同志ヲ以テ議會ヲ構成シ、意ノ儘ニ議會ヲ操縱

シ得ルヤウニシテ、合法的ニ授權法ヲ通過  
サセ、獨裁權ヲ獲得シタノデアリマス、即  
チ授權ト議會改造トハ微妙不思議ノ關係ヲ  
持ツテ居ルノデアリマス、回顧スレバ昨年  
ノ秋翼賛會ノ華ヤカナリシ頃……當時ハ翼  
賛會トハ申シマセヌデシタガ、翼賛會華ヤ  
カナリシ頃、衆議院議員選舉法ト貴族院令  
ノ改正ガ力説サレマシテ、殊ニ議員候補者  
ハ翼賛會ノ公認ヲ得ヨトサヘ唱ヘラレタノ  
デアリマシタ、私ハ當時外國ノ事例ヲ追査  
致シマシテ、日夜憂慮ニ堪ヘナイモノガアッ  
タノデアリマスガ、今ヤ斯クノ如キハ全クハ  
杞憂ト化シテ、殆ド世人ノ記憶カラ消エタ  
コトハ、實ニ感慨無量ノ感ヲ致シマス、儲  
モノハ何デアリマセウ、畢竟彼等ガ國家ヲ  
ノ工作ガアッタニモ拘ラズ、國民ガ益是等  
ノ獨裁者ヲ信賴シ益期待ヲ大ニシテ居ル  
故ニ授權ト責任トハ密接不可分ノ關係ニア  
ルト存ジマス、翻ツテ 我ガ國ヲ見ルニ、萬  
世一系ノ皇位、 上ニアリ、開闢以來革命ノ  
如キハ其ノ影ダニモナク、億兆悉ク皇帝ヲ  
仰ギ奉ツタコト茲ニ二千六百一年、天皇  
ノ統治權及大權ハ儀トシテ憲法ニ規定サレ、  
トハ明カニ規定サレテ居ルノデアリマス、  
即チ行政ハ政府ヲシテ、司法權ハ裁判所ヲ  
シテ行ハセラレ、立法ハ議會ヲシテ協賛セ  
シメラル、ノデアリマス、從ツテ 一ノ機關ノ職

務ヲ他ノ機關ニ譲ルガ如キハ異例ノ極ミデアリマス、且外國ノ授權行爲ト一見相類スルガ如クニシマシテ全ク異ル性質ノモノデアリマス、彼ニアツテハ對人信用ニ基ク獨裁權ノ授與、我ニアツテハ一機關ヨリ他ノ機關ヘノ權限譲渡、職務拋棄デアリマス、元來例外ノ規定ハ出來得ル限り之ヲ縮小ヲシテ取扱フベキニモ拘ラズ、今回之ガ大擴張ヲ爲シ、總動員法ヲ強化セムトシ、ソレモ普通ノ強化デハナク、所謂經濟新體制ヲ法文化シテ、總動員法ノ性質其ノモノニ一大變化ヲ與ヘムトスル大改革デアリマス、斯クノ如キコトハ如何ナル理由ニ依ルノデアリマセウカ、詳細ニ御説明ヲ願ヒタインデアリマス、是ガ質問ノ第一點デアリマス、次ニ伺ヒタイノハ、總動員法改正案ニ示サレタ事項ハ、之ヲ議會ノ審議ニ付スレバ機宜ヲ失スルト云フ御意見デアリマスルカドウカ、是ガ質問ノ第二點デアリマス、第三ニ伺ヒタイノハ、所謂委任命令ニ對スル政府ノ御所見デアリマス、昭和十三年ニ總動員法ガ制定セラレ、尙其ノ前昭和十二年ニ輸出入品等ニ關スル臨時措置法、詳シク申シマシタナラバ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律、ガ制定サレマシテ、爾來此ノ二ツノ法律ニ基イテ數百ト申シマスルガ、私ガチヨット計算シタ所ニ依リマスト約三百三十件バカリアリマス、此ノ正確ナ數ヲ知リタイ爲ニ政府ニ其ノ計數ノ調査ヲ願ヒマシタ處ガ、マダ御回答

ガアリマセヌ、デ暫ク數百ト申シテ置キマス、是等ノ委任命令ハ概不拔的ニ發布サレマシタ爲ニ、迅雷疾風耳ヲ蔽フニ追ナク、當時國民ハ茫然トシテ我ヲ忘レテ居タノデアリマスルガ、嚴重ナル取締處罰ヲ受クルニ及ンデ、必々痛苦ヲ感じテ我ニ還ツタノデアリマス、是等ノ法令ハ一ツシテ國民ノ日常生活ニ關係セザルモノナク、悉ク國家産業ノ盛衰ニ繫ルモノデアルニモ拘ラズ、慎重ナル調査研究ヲ以テ制定セラレタカドウカト云フコトニ付テハ、大ナル疑ガアルノデアリマス、例ヘバ國民徵用令ノ如キ、施行忽々急チニシテ二十六條ノ中十三條ヲ改正サレテ居リマス、現ニ其ノ基本法タル本法律案ノ如キモノモ、制定僅カニ三年ヲ出デシテ五十條ノ中二十五條、其ノ半數ヲ改正セムトスルヤウナ狀況デアリマス、又臨時輸出入許可規則ハ、四年間ニ十一回ノ改正ヲ經テ居リマス、重要ナル法令ニシテ尙斯クノ如シ、他ハ推シテ知ルベシデアリマス、朝令暮改トハ正シク此ノ謂デアリマセウ、又輸出入品等ニ關スル臨時措置法ニ基イテ、鐵石炭ニ關スル省令ヲ出スノハ免モ角ト致シマシテ、木炭配給統制規則ガ發布サレテ居ルノデアリマスガ、是等ハ明カニ委任命令ノ範圍ヲ逸脱シテ居ルモノデアリマス、換言スレバ政府ノ越權行爲デアリマス、最後ニ同ヒタイノハ處罰ニ付テデア

シ難キモノガアル爲ニ、民ハ適從スル所ニ迷ヒ、裁判所ハ判決スルニ苦シonde居ル情勢ニ遠ザカリ、民性ニ副ハナイ爲ニ、勢ヒ實行難ニ陷ラザルヲ得ナカツタノデアリマセウ、我等ハ先づ立法的技術ノ點カラシテ、是等ノ委任命令ノ體裁ノ整ハザルヲ見、次ニハ其ノ內容ノ實情、民情ニ副ハザルコトヲ…合セザルモノアルヲ見、更ニ經濟界ノ急激ナル變化ヲ來シ、人心ヲ極度ニ混迷サセツ、アル現狀ヲ見テハ、感慨實ニ無量ナルモノガアリマス、若シ議會ガ總動員法ヲ議決シナカッタナラバ、此ノ種ノ委任命令ハ出ナカッタラウカトモ思ハレマス、

只管其ノ責任ヲ痛感シテ居ル次第デアリマス、古人ハ曰フ匹夫責有リト、況ヤ議員ニ於テヲヤデアリマセウ、政府ハ此ノ委任命令ニ對シ如何ナル御考ヲ有シテ居ラル、

積リデアルカ、將又大整理、大改善ヲ加ヘラレル御積リデアルカ、是ガ質問ノ第三點デアリマス、次ニ伺ヒタインハ、此ノ改正案ハ大抵「何々スルコトヲ得」ト規定サレテ居ルノデアリマス、政府ハ此ノ際規定シ得ル權限ヲ獲得スルニ止メ、當分立法セザル

御積リデアリマセウカ、官吏ノ制裁ハドウサハ「マルクス」主義ト何處ガ違フカト云フ疑惑ノ甚ダシイ今日ニ於テ、此ノ區別ガ明カ

マス、最後ニ同ヒタイノハ處罰ニ付テデア

シ難キモノガアル爲ニ、民ハ適從スル所ニ迷ヒ、裁判所ハ判決スルニ苦シonde居ル情勢ニ遠ザカリ、民性ニ副ハナイ爲ニ、勢ヒ實行難ニ陷ラザルヲ得ナカツタノデアリマセウ、我等ハ先づ立法的技術ノ點カラシテ、是等ノ委任命令ノ體裁ノ整ハザルコトヲ…合セザルモノアルヲ見、更ニ經濟界ノ急激ナル變化ヲ來シ、人心ヲ極度ニ混迷サセツ、アル現狀ヲ見テハ、感慨實ニ無量ナルモノガアリマス、若シ議會ガ總動員法ヲ議決シナカッタナラバ、此ノ種ノ委任命令ハ出ナカッタラウカトモ思ハレマス、

只管其ノ責任ヲ痛感シテ居ル次第デアリマス、古人ハ曰フ匹夫責有リト、況ヤ議員ニ於テヲヤデアリマセウ、政府ハ此ノ委任命令ニ對シ如何ナル御考ヲ有シテ居ラル、

積リデアルカ、將又大整理、大改善ヲ加ヘラレル御積リデアルカ、是ガ質問ノ第三點デアリマス、次ニ伺ヒタインハ、此ノ改正案ハ大抵「何々スルコトヲ得」ト規定サレテ居ルノデアリマス、政府ハ此ノ際規定シ得ル權限ヲ獲得スルニ止メ、當分立法セザル

御積リデアリマセウカ、官吏ノ制裁ハドウサハ「マルクス」主義ト何處ガ違フカト云フ疑惑ノ甚ダシイ今日ニ於テ、此ノ區別ガ明カ

マス、最後ニ同ヒタイノハ處罰ニ付テデア

等ノ法令モ、漸次官民ノ間ニ慣熟シテ居ルモノモアルト思ヒマスガ、將來ニ於キマシテモ、尙相當改善スベキモノニ付キマシテハ之ニ對シテ躊躇ナク改善ヲ致シマシテ、以テ今日ノ國難突破ニ適應スルヤウナ態勢ヲ整ヘルコトヲ考量シテ居リマス、第四ノ點ト致シマシテ、茲ニ各法條ハ「スルコトヲ得」ト云フヤウニ規定シテ居リマスルガ、是ハイツ發動スルカ、或ハ之ガ發動ヲ延バス意思ハナイカト云フ御質問デアラウト思ヒマス、是等ノ條項ニ付キマシテハ、ソレゾレ之ヲ發動スル必要ノアリマスル場合ニ於キマシテハ、ソレドヽ所定ノ手續ヲ執リマシテ之ヲ發動致ス積リデゴザイマス、第五ニ今回罰則ノ強化、斯クノ如キ罰則ノ強化ガナケレバ今日ノ計畫經濟ノ遂行ガ出來ナイカト云フ御話デゴザイマス、是ハ質問シテ居リマスルガ、一方ニ於テ斯クノ如キ事態ニ對處スル爲ニ總勤員法ノ發動ヲ致シノ御冒頭ニ御話ニナリマシタ點ト關聯モ致マシテ、各般ノ法規ヲ制定致シタノデゴザイマスガ、之ガ爲ニ國力ノ増強ニ、又戰時體制ノ整備ト云フコトニ寄與致シマシタコトハ甚大デアラウト思ヒマスガ、又半面ニシマシテ誠ニ身ヲ斬ラレルヤウナ思ヲ致シ反ノ罪ニ間ハレル國民ノ多數ガアルト云フテ居ルノデアリマス、デアリマスカラ成ルベ

ク罪ノ如キハ輕クシ、輕減スルト云フコトヲ望ンデハ居リマスガ、併シナガラ本法ノ違反ノ中ニハ、隨分大規模ノモノモゴザイマスシ、相當惡質ナモノモゴザイマスルノデ、ソレ等ニ對シマシテハ、現在ノ法條ヲニ、本法ノ罰則ニ對シテ一部分ノ強化ヲ行ッタ次第デゴザイマス、心持ト致シマシテハ、出來ルダケ罰則其ノ他ノモノノ適用ナク、本法ガ完全ニ國民ノ協力ヲ得テ實施セラレムコトヲ衷心望ンデ居ル次第デゴザイマス、尙最後ニ總動員法ノ強化ニ伴ヒマシテ官吏ノ責任愈、重大デアルト云フコトニ付テノ切々タル御話ヲ承リマシテ、誠ニ同感ノ至、デゴザイマス、固ヨリ官吏ハ左ナクトモ非常ナル責任ヲ持ツテ居ル譯デゴザイマスガ、殊ニ總動員法ノ如ク非常ナル權力ヲ與ヘラレタ場合ニ於キマシテハ、其ノ職責愈、重大ナルモノデゴザイマシテ、苟モ法條ノ濫用ニ陷ルコトナク、不當ナル適用ヲスルコトノナイヤウニ、何處迄モ慎ンデ行カナケレバナラスト思ヒマス、又是ニ對シテ不當ナル處置、濫用ト云フヤウナコトガアリマシタ場合ハ、之ニ對シテ十分信賞必罰ノ處置ヲ明カニシテ行カナケレバナラヌコトハ當然ノコトト思ヒマス、從來ニ於キマシテモ、此ノ點政府ニ於キマシテハ十分努力ヲ致シテ居リマスガ、更ニ將來ニ於ヒルト云フコトヲ深ク考ヘテ居ル次第デゴ

○赤池濃君 只今星野大臣ヨリ、此ノ法案ハ時局ノ急ニ應ズル爲ニト云フ御話ガアリマシタ、他ノ人カラ承リマスルナラバ私ハソレヲサウデアリマスカト直グ其ノ儘承ケ容レタイノデアリマスガ、星野君ノロカラ出マスト云フト聊カ疑惑ヲ感ジナケレバナラナイ次第ガアリマス、ト申シマスノハ外デモアリマセヌ、私ハ先達テ山本勝市ト云フ經濟學博士ノ著書ヲ見マシテ熟感ジタノデアリマスガ、此ノ人ハ初メハ「マルキスト」デアリマシテ、後ニ「マルクス」ノ非ヲ覺シテ、二十年間「マルクス」ノ研究ニ没頭シテ、サウシテ貴重ナ著書ヲ出シタノデアリマス、其ノ人ノ著書ニ依リマスト云フト、斯ウ云フヤウナコトガ書イテアルノデアリマス、即チ計畫經濟、統制經濟ト云フモノハ、今ニ始ツカコトデナク、昭和七八年ノ頃ニ最モ華ヤカニ論争サレタモノデアリマシテ、ソレガ順次法制化シテ居ル所ノ經過ヲ示スノデアリマス、其ノ山本君ノ著書ノ中ニハスウ云フコトガ書イテアルノデアリマス、是ハ「マルキスト」ガ言ツタ「昭和八年ハ統制經濟、計畫經濟デ暮レ、昭和九年ハ又統制經濟、計畫經濟デ年ガ明ケルヤウナ氣ガスル」下、「マルキスト」ガ先ツ自ラ祝ウテ彼等ハ曰ク「元來、一元的統制經濟ヤ計畫制經濟ガ盛デアッタニ對シテ、ソレヲ攻擊シテ彼等ハ曰ク「元來、一元的統制經濟式ノ統御質問ニ對スル御答辯ト致シマス

經濟ナルモノハ、其ノ目的ヲ買カウトスレバ、私有財産ヲ否認シナイ限り不可能デアッテ、私有財產制度ノ基礎ノ上ニ統制經濟ヲヤレバ、利潤ノ追求ト國家計畫トノ間ニ矛盾ヲ來シ、經濟界ハ却テ混亂ヲ來スカラ、ソレハ結局夢デアッテ實行出來ナイ云々ト言ツテ居ルノデアリマス、此ノ論斷ハ、先達テ當壇デ紹介シマシタ十二月二十五日ノ週報所載ノ企畫院ノ新體制失敗ノ評論ト、全く同一デアルノデアリマス、我々ハ之ヲ讀ンデ殆ド同ジ人ノ筆ニナツカト訝カル位デアリマス、今回經濟新體制要綱ガ發表サル、ヤ、「マルキスト」ハ此ノ點ヲ力説致シマシテ、新聞雜誌ニ非常ニ異常ナ評論ヲ加ヘテ居リマシテ、此ノ政策要綱ノ脫皮ヲ要望シテ居ル、脱皮、即チ皮ヲ脱グ、脱皮ナドト云フコトハ、是ハ爬蟲類ニ言フコトデアリマスガ、不幸ニシテ脱皮々々ト謂フ、皮ヲ脱ケルト云フコトガ當世ノ流行語ニナツテ居ルガ、此ノ脱皮ヲ要求シテ居ルノデアリマス、是ハ皆サン周知ノコトデアリマス、即チ計畫經濟ナルモノハ今ニ始ツカコトデナク、昭和七八年ノ頃カラシテ盛ニ論議サレテ居ツタモノデアリマシテ、今急ニ戰爭ダカラニヨヤルト云フ風ノモノデハナイト思ヒマス、無論昭和ノ七八年頃ニ於キマシテハ計畫經濟ト云フ言葉ハマダアリマセヌデシタ、併シナガラ統制經濟ト云フ言葉ガ問題トナツテ、ソレニ對スル統制經濟ガ學界ノ流行語ニナツテ居リマシテ、ソレニ對スル所ノ色々ノ評論ガ「マルキスト」カラ放タレテ

居ツタノデアリマス、結局「マルクス」派ガ  
其ノ當時主張シタコトハ、統制經濟ノ缺點  
ヲ指摘シマシテカラ、結局計畫經濟ニシナ  
ケレバナラヌ、彼等ハ總テ經濟ノコトハ統  
制經濟カ計畫經濟カ、此ノ二ツ以外ニハナ  
イモノダト問題ヲ限定シテ置イテ、甲デナ  
ケレバ乙デアル、斯ウ云フ筆法デ盛ンニ統  
制經濟ヲ論究シテ計畫經濟ヲ主張シタモノ  
デアリマス、此ノ點方間違テ居ルノデアリ  
マス、經濟ニハ統制經濟、計畫……チヨット  
間違ヒマシタ、彼等ハ同時ニモウ一ツハ、  
今迄ハ自由主義ノ經濟ダッタ、資本主義ノ經  
濟ダッタ、ソレガイケナイノダ、自由主義ノ  
經濟、資本主義ノ經濟デイケナカッタノデ、  
統制經濟ノ議論ガ出て來ル、「マルクス」派  
ハ統制經濟ハ計畫經濟ダト云フコトヲ言ツ  
テ居ル、丁度「マルクス」派ニ於テハ、三ツ  
ノ經濟主義ノ外ニハナイヤウナ風ニ總テノ  
コトヲ論評シテ居ルノデアリマス、是ハ先  
づ問題ヲ限定シテ、彼等ノ所謂自ラノ都合  
ノ好イ議論ニ導ク爲ノ方法デアリマシテ、  
先づ之ガ間違ツテ居ルノデアリマス、ケレド  
モ當時ノ大勢ハサウ云フヤウナ風ニ魅セラ  
レテシマッテ、サウシテ自由主義經濟、資本  
主義經濟、ソレガ惡イカラ統制經濟、ソレ  
デハマダ不十分デアルカラ計畫經濟、斯ウ  
云フ風ノ三段論法デ論評サレテ來テ居ツタ  
ノデアリマス、是ハ學者ノ頭カラ出タ、「マ  
ルキスト」ガ自分ノ説ヲ辯護スル爲ニ作ツタ  
論法デアリマシテ、ソレニ一般ノ人ガ率ヒ  
ラレテ來タト云フコトハ如何ニモ不思議ナ

話デアルノデアリマス、又遺憾千萬デアッタ  
ノデアリマス、當時我々モ、所謂當時ノ情  
勢ニ對シテハ尠カラザル社會正義ノ觀念カ  
ラシテ憂慮シテ居ツタノデアリマス、即チ當  
時ニ於テハ動モスレバ黃金萬能、ト言ヘバ  
少シ語弊ガアルカモ知レマセヌガ、黃金ガ  
非常ナ魔力ヲ發揮シテ居ル時デアッテ、極端  
ニ魔力ヲ發揮シテ、黃金サヘ持ツテ居レバ何  
デモ出來ルト云フヤウナ風デアルシ、資本  
家ハ隨分目ニ餘ル行動ヲシタモノデアリマ  
スカラシテ、之ニ對シテ社會正義ノ觀念カ  
ラシテ大勢ノ人ガ出テ攻擊シタ、ト云フノ  
ハ是ハ無理モナイコトダト思フノデアリマ  
ス、誰ト雖モ之ガ是正ヲ望ンデ、何トカシ  
テ黃金ノ勢力ヲ制限シヨウト云フコトニ掛ッ  
タノデアリマシテ、統制經濟、詰リ國家ノ  
權力ヲ用ヒテ何トカ之ヲ制限シヨウト云フ  
ヤウナ風ノ聲が出タノモ、是ハ無理ナイ次  
第デアルノデアリマス、唯我々ハ此ノ問題  
ヲ扱フニ際シテハ、出來得ル限り道徳的ニ  
「モーラル」ニ解決シヨウトシテ居ツタノデ  
アリマスルガ、「マルキスト」ノ如キハ之ヲ  
直ニシ社會改革ニ實行シヨウ、供シヨウト企  
テテ居ツタノデアリマス、即チ彼等ハ計畫主義  
ナルモノヲ造り上ゲテ、此ノ主義ニ基イテ經  
濟機構ヲ改變シテ、之ヲ社會改革ニ導カウ  
ト考ヘタノデアリマス、元來「マルキスト」  
ナルモノハ西洋ニ起ツタモノデアリマシテ、經濟  
ノ實權ヲ握ルト云フコトハ、即チ政治、總

テノ社會上ノ實權ヲ握ルコトデアル、經濟改革ト云フモノハ、即チソレガ政治改革ニモナリマスルシ、社會改革ニモナルモノデアリマシテ、此ノ意味ヲ以テ、我ガ國ノ「マルキスト」モ矢張リ動イテ居ツタノデアリマス、所謂經濟改革ト申シマスルケレドモ、其ノ裏面ニ於テハ政治改革ヲ含ンデ居ツタコトハ言フ迄モナイ話デアリマス、デ彼等ハ此ノ意味ニ於テ經濟改革ト云フ意味ニ於テ、日本ノ國ヲ改造セントシタノデアリマシタガ、彼等ハ先ヅ之ヲ滿洲ニ行ヒ、之ヲ支那ニ試ミ、更ニ俄方國ニ及ボサントシタノデアリマシテ、之ガ爲ニハ何トカシテ我ガ當局者ハ是等ノ者ニ動カサレル筈ハアリマセヌ、滿洲、支那ニ於ケル所ノ我ガ當局者ガ、彼等ニ動カサレタコトハ斷ジテアリスマイ、又斯クノ如キコトハ考ヘテサヘモ私共ハ國辱ト考ヘマス、併シナガラ當時滿洲ニ於テ協和會アタリカラシテ如何ナル聲ガ叫バレタカ、其ノ邊ノ消息ハ星野大臣ハ極メテ能ク御承知ダト思フノデアリマス、「マルキスト」ハ苦心慘澹至ラザル所ナク、其ノ宿望ヲ達スル爲ニハ爲ザル所ナク、彼等ノ言議ハ理路井然トシテチヨツト耳ニ入り易イ、又甚ダ計畫ヲ才ニ長ジテ居ルガ故ニ、調查企畫ヲサセレバ能ク間ニ合フ、更ニ社會ノ風潮ヲ見ルト云フト、丁度其ノ時分ハ時代ノ變換期ニ立ツテ居リマシテ、何

ダカ爛熟セル資本主義ノ弊ヲ人ハ憎ンデ、之ヲ改メルニ付テハ銳意熱心デアツタノデアリマスルカラ、彼等ガ資本主義ノ缺陷ヲ數ヘテ之ヲ罵倒シ、之ヲ救フノハ唯計畫經濟アルノミト力説スレバ、兎ニ角世間ノ人ハ之ニ耳ヲ傾ケ、又其ノ新奇ナルコトニ對シテ非常ナ魅惑ヲ感ジタノデアリマス、普通ノ人スラスクノ如シ、況ヤ年少氣銳ノ人、或ハ又思想ノ單純ナル人ニ於テヲヤデアリマス、直チニ此ノ議論ヲ實行ニ移サムトシタノデアリマス、欲シタノデアリマス、從ツテ彼等ノ説ハ種々ナル形式ヲ以テ採入レラレ、種々ナル階級ニ侵入スルヤウニナツタノデアリマス、過日警保局長ノ言ヲ諸君ハ何ト御聽キニナツタデアリマセウカ、我我ハ今尙局長ノ悲痛ノ叫ビガ耳ノ底ニアリマス、忘レムトシテモ忘ル能ハズ、憂ヘザラントシテモ憂ヘザル能ヘザルモノガアルノデアリマス、故ニ我々ハ官界ニ侵入セムトスル所ノ彼等ノ策動ハ、飽ク迄モ防止シナケレバナリマセヌ、「マルキシズム」ニ類似スル所ノ法律案ニ對シテハ、特ニ慎重ナル檢討ヲ加ヘナケレバナラナイ、是ガ我々立法府ニ席ヲ置ク者ノ任務、國家ニ對スル唯一ノ御奉公ダト存ズルノデアリマス、名ヲ國家ノ急ニ藉リマンシテ、色々ナ法案ガ出ル檢討ヲ加ヘルコトガ今日我々ニ課セラレタル……殊ニ此ノ防犯、防諜ノ盛ナル今日ニ於テ、國防ノ大事ナ今日ニ於テ最モ我々之ニ對シテ慎重ナ檢討ヲ加ヘナケレバナ

ラヌモノダト考ヘルノデアリマス、ソレカ  
ラ又議會ニ付議スレバ機宜ヲ失スルカト云  
フ問ニ對シテ、御辯明ガアリマシタガ、私  
少シ耳ガ遠イノデ御要旨ノ點ハハッキリ聽  
取レマセヌデシタガ、失禮デスケレドモ、  
分リ兼ネテ居リマシタ、私ハ議會ニ付議サ  
レテモ一向差支ナイト思ヒマス、現ニ日清  
日露ノ戰役ニ於テ臨時議會ガ如何ニ行動シ  
タカ、ツイ先達テ迄ハ政爭デ以テ内閣ト衝  
突シテ居ツタ、或ハ内閣ヲ彈劾迄セムトシ  
タ所ノ議會デアリマシタケレドモ、一旦大  
詔ガ渙發サレタト思フト、忽チ政爭ヲ忘レテ  
シマツテ、唯君國ニ報ユルノ一心カラシテ臨  
時議會ハ總テ政府ノ言フ所ニ協賛シ、政府  
ヲ飽ク迄モ援助スル點ニ於テ少シモ吝シマナ  
カツタ、此ノ忠誠ナル所ノ事實ハ、長ク我國ノ  
歴史ヲ照シテ居ルコトト思フノデアリマス、  
一時我が國ニ於キマシテ、或ハ政黨政治  
ノ華ヤカナリシ頃、或ハ資本主義ノ爛熟  
ノ時ニ於テハ、議會ノ行動ニ非難ノ聲ガ  
無クハナカツタカモ知レマセヌケレドモ、  
今回ノ非常時ニ際シテ議會ハドウ云フ態度  
ヲ執ツテ居ルカ、先達テ提出サレタ軍事豫算  
ノ如キハ即日即決シテ居ルノデアリマス、  
一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ、直チニ翼賛  
ノデアリマシテ、唯法案ニ對シマシテヘ、是ト  
ノ實ヲ舉ガルコトハ我が國ノ精華デアリマ  
ス、我ガ國議會モ其ノ精華ヲ常ニ發揚シテ來タ  
ノデアリマシテ、唯法案ニ對シマシテヘ、是ト  
スペキモノヲ是トシ、即決シマスルケレ  
ドモ、慎重ニ考慮ヲ要スルモノハ慎重ニ  
考慮ヲシ、ソレニ付テ十分ニ我々ハ質サ

ナケレバナリマセヌ、是ハ陛下ノ和衷  
審議以テ協賛ノ任ヲ竭サンコトヲ期セヨト  
云フ大御心ニ對シ奉リ、慎重協賛スルノ任  
ガアリマスカラ、十分其ノ任ヲ竭サナケレ  
バナラヌ、ソレ等ノ點ニ付キマシテ政府ガ  
御心配ニナルコトハ決シテアラレナイカト  
存ジマス、ソレカラ委任命令ノコトニ付キ  
マシテ先刻モ申シマシタガ、私ガ御間スル  
ノハ、臨時措置法竝ニ總動員法ガ出來マシテ  
カラ、先づ出タ所ノ法令ハ此ノ位ノモノデ  
アリマス、ドノ法令ニモ大抵罰則ガ付イテ  
居ル、ドンナ事ヲシナケレバナラヌモノデ  
アルダラウカト云フコトヲ知ル爲ニ、市中  
ニ行ツテ法令ヲ輯錄シタモノヲ買ハウトシ  
マシタ處ガ一切アリマセヌ、殆ドアリマセ  
ヌ、ドレダケノ法令ガ得出居ルカト云フコ  
トモ分リマセヌ、オ役所ニ聞イテモオ役所  
ノ方デモ分ラナイ、幸ニシテ此ノ議院ニ於  
テハ、或書記官ガ愛知縣ノ經濟部カラ發行サ  
レタ此ノ書物ヲ持ツテ居リマシテ、サウシテ  
絶エズ訂正加除シテ居ルノデアリマス、是  
ガ恐クハ日本ニ於テ先づ／＼完全シタル法  
規ダラウト云フコトデアリマス、外ニナイ  
ノデアリマス、政府ハ法令ヲ出シタ以上ハ  
人民ニ周知サセナケレバナラヌ、人民ガ法  
スルコトガ出來マセウガ、人民ハチットモ分  
者ハ歩ヲ進メナケレバナラヌノデアリマス、  
タナラバ満身是レ創痍ト云フ情勢ニナラヌ  
トモ限ラヌ境遇ノ裡ニ於テ、我ガ國ノ企業  
者ハ歩ヲ進メナケレバナラヌノデアリマス、  
ソレニ依ツテ初メテ色々ナ行政ノ目的ヲ達  
シテ行カナケレバ、產業ガ出來ナイ、產業  
ガ困難ト云フ情勢デアリマシテ、是デ本當  
説イテ居ルニ拘ラズ、此ノ通リ荊ノ道ヲ進  
ル情勢デアル、引上ゲムトスル所ノ指導者  
ハナク、後カラハ經濟警察ヲ以テ追ハレテ  
幾人アルデアリマセウカ、當業者ハ斷エズ  
無理解ナル所ノ指導ノ下ニ於テ苦シニ居  
律ガアルカソレモ分ラナイ、斯ウ云フ情勢  
デアリマシテ、色々ナ所ノ規則ヲ餘リニ作  
リ、色々ナムツカシイ原理ヲ作リマシタ所  
ガ、ソレニ依ツテ今日ノ此ノ急務、生産擴充  
ナリ何カフ達セラレマセウカ、殊ニ又餘リ  
クベキモノデアリマスカラ、普通ノ一人ヤ

二人ノ手デハ此ノ訂正加除ガ出來ナイ、現  
ニ貴族院デハ會計係デ大勢力カツテ此ノ訂  
正加除ニ齟齬シテ居ル、憂身ヲ寧シテ居ル  
ト云フ情勢デアリマス、茲ニ於テ人民ハド  
ンナ法令ガ出テ居ルカ分ラナイ、ドンナ事  
ノハ、臨時措置法竝ニ總動員法ガ出來マシテ  
ニスレバ宜イカ、ソレモ分ラナイ、サウシ  
テ而モ罰則ハピシ／＼ヤラレテ來ル、是ガ  
深切ナ行政ト申サレルデアリマセウカ、如  
ニモ形カラ見マスト、結果カラ見マスト、  
知ラナイデ以テ犯ス所ノ人民ヲ罪ニ落ス  
ト云フ外ニハ解サレナイノデアリマス、產  
業ノ花ハ茨ノ中ニハ咲キマセヌ、今日生產  
擴充ヲシナケレバナラヌ、產業ヲ發達サセ  
ナケレバナラナイト云フ時ニ於テハ、前途  
ニ横タハル所ノ荘、其ノ他ノ障碍ヲ切り拓  
カナケレバナラヌノデアリマスニモ拘ラズ  
ト云フヤウナコトデ、其ノ道ノ堪能ナモノ  
ニ立ツ、又彼等ガ「シヤヘト」ヲ優遇シタカ、  
「ブンク」ヲ優遇シタカ、或ハ誰ヲ擧ゲタ  
指導者原理モ「ヒットラー」ノ如キモノガ上  
ニ立ツ、又彼等ガ「シヤヘト」ヲ優遇シタカ、  
知レナイ、原理ナルモノハ要スルニ原理デア  
ル、人ヲ俟ツテ初メテ行ハレルノデアル、此ノ  
理ハ出來ナカツタ、或ハ行ハレナカツタカモ  
ガ出來タ「ヒットラー」出デザレバ指導者原  
シ、「ヒットラー」ガ出テ始メテ指導者原理  
ドモ、此ノ指導者原理ト云フコトハ、恐クハ  
「ドイツ」ニ於テ行ハレタ言葉デアリマセウ  
シ、「ヒットラー」ガ出テ始メテ指導者原理  
ト云フ情勢デアリマス、茲ニ於テ人民ハド  
府ハ盛ニ言ハレテ居ルノデアリマスケレ  
ンナ法令ガ出テ居ルカ分ラナイ、ドンナ事  
ノハ、臨時措置法竝ニ總動員法ガ出來マシテ  
カラ、先づ出タ所ノ法令ハ此ノ位ノモノデ  
アリマス、ドノ法令ニモ大抵罰則ガ付イテ  
居ル、ドンナ事ヲシナケレバナラヌモノデ  
アルダラウカト云フコトヲ知ル爲ニ、市中  
ニ行ツテ法令ヲ輯錄シタモノヲ買ハウトシ  
マシタ處ガ一切アリマセヌ、殆ドアリマセ  
ヌ、ドレダケノ法令ガ得出居ルカト云フコ  
トモ分リマセヌ、オ役所ニ聞イテモオ役所  
ノ方デモ分ラナイ、幸ニシテ此ノ議院ニ於  
テハ、或書記官ガ愛知縣ノ經濟部カラ發行サ  
レタ此ノ書物ヲ持ツテ居リマシテ、サウシテ  
絶エズ訂正加除シテ居ルノデアリマス、是  
ガ恐クハ日本ニ於テ先づ／＼完全シタル法  
規ダラウト云フコトデアリマス、外ニナイ  
ノデアリマス、政府ハ法令ヲ出シタ以上ハ  
人民ニ周知サセナケレバナラヌ、人民ガ法  
スルコトガ出來マセウガ、人民ハチットモ分  
者ハ歩ヲ進メナケレバナラヌノデアリマス、  
タナラバ満身是レ創痍ト云フ情勢ニナラヌ  
トモ限ラヌ境遇ノ裡ニ於テ、我ガ國ノ企業  
者ハ歩ヲ進メナケレバナラヌノデアリマス、  
ソレニ依ツテ初メテ色々ナ行政ノ目的ヲ達  
シテ行カナケレバ、產業ガ出來ナイ、產業  
ガ困難ト云フ情勢デアリマシテ、是デ本當  
説イテ居ルニ拘ラズ、此ノ通リ荊ノ道ヲ進  
ル情勢デアル、引上ゲムトスル所ノ指導者  
ハナク、後カラハ經濟警察ヲ以テ追ハレテ  
幾人アルデアリマセウカ、當業者ハ斷エズ  
無理解ナル所ノ指導ノ下ニ於テ苦シニ居  
律ガアルカソレモ分ラナイ、斯ウ云フ情勢  
デアリマシテ、色々ナ所ノ規則ヲ餘リニ作  
リ、色々ナムツカシイ原理ヲ作リマシタ所  
ガ、ソレニ依ツテ今日ノ此ノ急務、生産擴充  
ナリ何カフ達セラレマセウカ、殊ニ又餘リ  
クベキモノデアリマスカラ、普通ノ一人ヤ

ウカ、我々ハ之ヲ木ニ縁ツテ魚ヲ求メルノ類  
ト言ハザルヲ得ナイト思フノデアリマス、  
又指導者原理、指導者原理ト云フコトヲ政  
府ハ盛ニ言ハレテ居ルノデアリマスケレ  
ンナ法令ガ出テ居ルカ分ラナイ、ドンナ事  
ノハ、臨時措置法竝ニ總動員法ガ出來マシテ  
カラ、先づ出タ所ノ法令ハ此ノ位ノモノデ  
アリマス、ドノ法令ニモ大抵罰則ガ付イテ  
居ル、ドンナ事ヲシナケレバナラヌモノデ  
アルダラウカト云フコトヲ知ル爲ニ、市中  
ニ行ツテ法令ヲ輯錄シタモノヲ買ハウトシ  
マシタ處ガ一切アリマセヌ、殆ドアリマセ  
ヌ、ドレダケノ法令ガ得出居ルカト云フコ  
トモ分リマセヌ、オ役所ニ聞イテモオ役所  
ノ方デモ分ラナイ、幸ニシテ此ノ議院ニ於  
テハ、或書記官ガ愛知縣ノ經濟部カラ發行サ  
レタ此ノ書物ヲ持ツテ居リマシテ、サウシテ  
絶エズ訂正加除シテ居ルノデアリマス、是  
ガ恐クハ日本ニ於テ先づ／＼完全シタル法  
規ダラウト云フコトデアリマス、外ニナイ  
ノデアリマス、政府ハ法令ヲ出シタ以上ハ  
人民ニ周知サセナケレバナラヌ、人民ガ法  
スルコトガ出來マセウガ、人民ハチットモ分  
者ハ歩ヲ進メナケレバナラヌノデアリマス、  
タナラバ満身是レ創痍ト云フ情勢ニナラヌ  
トモ限ラヌ境遇ノ裡ニ於テ、我ガ國ノ企業  
者ハ歩ヲ進メナケレバナラヌノデアリマス、  
ソレニ依ツテ初メテ色々ナ行政ノ目的ヲ達  
シテ行カナケレバ、產業ガ出來ナイ、產業  
ガ困難ト云フ情勢デアリマシテ、是デ本當  
説イテ居ルニ拘ラズ、此ノ通リ荊ノ道ヲ進  
ル情勢デアル、引上ゲムトスル所ノ指導者  
ハナク、後カラハ經濟警察ヲ以テ追ハレテ  
幾人アルデアリマセウカ、當業者ハ斷エズ  
無理解ナル所ノ指導ノ下ニ於テ苦シニ居  
律ガアルカソレモ分ラナイ、斯ウ云フ情勢  
デアリマシテ、色々ナ所ノ規則ヲ餘リニ作  
リ、色々ナムツカシイ原理ヲ作リマシタ所  
ガ、ソレニ依ツテ今日ノ此ノ急務、生産擴充  
ナリ何カフ達セラレマセウカ、殊ニ又餘リ  
クベキモノデアリマスカラ、普通ノ一人ヤ

神ト云フモトガ萎靡シテ居ルコトハ、遺憾ナガラ今日ノ事實デアリマス、生産擴充ヲシヨウトスルナラバ、ドウシタ所ガ人ノ企業精神ヲ盛ニシナケレバナラヌ、丁度文士ガ何カ書ギタイヽ、畫家ガ繪ヲ描キタイトキタイト云フヤウナ風ニ、企業家ト云フモノハ何カ仕事ヲシタノデアル、ダカラ其ノ全業ノ精神ヲ後輩スレヤウニサセルノ

立法ヲ計畫シ、サウシテ益々法令ヲ雨ノ如ク  
下スト云フヤウナ風ノコトハ、決シテ策ノ  
得タルモノデナカラウト思フノデアリマス、  
政府ハ尙是デモ法令ヲ澤山増サナケレバナ  
ラナイ、罰則ヲ嚴重ニシナケレバナラナイ  
ト云フ御見込デアリマセウカ、ドウデアリ

大規模ノモノニ對處スルヤウニ罰則ノ強化ヲ圖シタノデ、ヨザイマシテ、總體ト致シマスレバ成ルベク罰則ト云フモノニ依ラズニ、國家總動員法ト云フモノノ態勢ヲ完備致シタイト云フコトヲ念願致シテ居ル譯デゴザイマス、ソレニ付キマシテハ、政府ハ有ラユル手段ヲ講ジマシテ

揮シテ行カウト云フコトニ外ナラナイノデ  
ゴザイマス、サウシテ其ノ方法ト致シマシ  
テハ、是ハ先般モ申上ゲマシタ通り、官民  
協力ニ依ツテ、重要産業ヲ中心トシテ行カ  
ウ、官民協力態勢ト云フモノニ依リマシテ、  
此計畫ノ實行ヲ圖ツテ行ク、又其ノ計畫モ立  
テテ行カウト云フコトヲ考ヘテ居ル譯、デゴ

ノ企業ノ精神ヲ發揮スルヤウニサセルノ  
ガ一番企業ヲ發達セシムル所以デアル、ソ  
レニモ拘ラズ、之ヲ色々ナ規則ノ中ニ置イ  
テオイテ、何ヲスルニ付テモ規則ヅクメデ、  
ト云フヤウナ風デアリマシタナラバ、此ノ  
企業精神ト云フモノハドウナリマセウカ、  
私ハ現在ノ此ノ法令ダケニ於テモ既ニ有リ  
餘ツテ居ルヤウナ風ナ氣ガシテ居ル、是以上  
更ニ今回委任命令ヲ出シテ澤山ノ法律ヲ作  
リ、又は以上ノ嚴重ナル所ノ罰則ヲ以テ人  
ヲ嚇カシテ、是デ本當ニ日本ノ産業擴充ガ  
出來ルデアリマセウカドウデアリマセウ  
カ、私ハ根本カラシテ疑フ持ツモノデアリ  
マス、私ハ無論爛熟セル所ノ資本主義ノ弊  
ニ向クテハ、斷ジテ矯正シナケレバナラヌモ  
ノガアルト思フ、又ソレヲ抑制スル爲ニハ  
國家ノ權力ヲ發動シナケレバナラスト思  
フ、ソレヲ發動シナイノデアリマンタナラ  
バ政治トハ申サレマセヌ、國家ガ正當ノ權  
力ヲ行使スルコトハ是ハ必要デアリマスル  
カレドモ、所謂計畫經濟デアルトカ、綜合  
經濟デヤルトカ云フ「イデオロギー」ノ下ニ  
於テ、サウ云フ主義理念ノ下ニ於テ色々ナ

○國務大臣(星野直樹君) 只今ノ赤池サン  
ノ御質問ニ御答へ致シマス、御質問ノ順序  
ト多少異ナルカモ知レマセヌ、第一ニ、  
旦急緩アツタ場合ニ議會ヲ召集シテハ機宜  
ヲ失スルカドウカト云フヤウナ御質問ニ  
シマシテハ、先程申シマシタガ御了解ヲ得  
ナカッタノデモウ一遍申上ゲマス、今日ノ事  
態ニ即應致シマシテ、急變ニ備ヘテ十分ニ  
準備ヲナシ、豫メ機宜ヲ失セザルヤウニ准  
備ヲナシ、又事態ノ發生シタル場合ニ十八  
機宜ノ處置ヲ執ル爲ニハ、矢張リ總動員決  
ト云フヤウナモノノ活用ト云フモノモ必要ニ  
デアラウト存ジテ居リマスト云フコトヲ中  
上ゲタ次第デゴザイマス、ソレカラ第一ニ  
罰則ノ點ニ付テ申上ゲマス、勿論罰則ト、其  
クノ如キモノハ成ルベク適用シナイヤウニ  
スルノガ一番良イコトト存ジマス、併シ總動  
員法ノ各般ノ條項ニ該當スル犯罪ノ中ニハ  
相當大規模ナ、又相當惡質ナモノモアルノ  
デゴザイマシテ、是等ノモノニ對シマシテハ  
ハ、矢張リ相當ノ刑罰ニ處スルト云フコト  
ガ必要ダラウト存ジマシテ、今日ノ總

今日以上ニ更ニ能ク國民ニ徹底致シマシテ、官民協力シテ總動員態勢ヲ執ルヤウニ努力致シタ伊云フコトヲ念願致シテ居リマス、次ニ是ハ最初ニ仰セニナツタコトデゴザイマスルガ、今回ノ總動員法ニ於キマシテ、計畫經濟ノ實行ヲ圖ルノデハナイカト云フヤウナ御話、勿論政府ハ組織ノ最初ニ方リマシテ、今日ノ計畫經濟ノ實行ト云フコトヲ聲明シテ居リマスルシ、又總理大臣カラモ、此ノ議場ニ於テ施政方針トシテ御話ニタッタノデゴザイマス、其ノ趣旨ハ、要スルニ今日ノ如キ時代ニ即應致シマシテ、限リアル所ノ力ト、限リアル所ノ資源ト云フモノヲ以チマシテ、此ノ大事業ヲ完遂スルト云フコトノ爲ニハ、有ラユル點ヲ無駄ノナライヤウニ、最モ有效ニ効カサナケレバナラナイ、之ニハ各般ノ計畫が必要デアリマシテ、現ニ物資動員ノ計畫、或ハ爲替計畫、或ハ資金ノ計畫、或ハ勞力ニ對スル動員ノ計畫ト云フヤウナ、諸般ノ計畫ト云フモノニ基キマシテ、最モ有力ニ、最モ有效ニ、此ノ國力ヲ綜合シテ行キタイ、斯ウ存ジテ居ル譯デアリマス、是ガ政府ガ考ヘテ居ル所ノ計畫經濟、此ノ計畫ニ基キマシテ最モ力ヲ發

ザイマス、左様ナ趣旨ニ於キマシテ、今回ノ總動員ニ付キマシテモ、此ノ實行ニ付キマシテハ、官民協力致シマシテ、是非國力ヲ最モ有效ニ動員スルコトガ出來ルヤウニヤツテ行キタイ、斯クノ如キコトガ出來マスルヤウニ條項ヲ改正致シテ居ルノデアリマス、結局計畫ト云フコトハ、國家ガ色々ナ計畫ニ依リマシテ最モ無駄ノナイヤウニト云フコトヲ考ヘテ居ルノデゴザイマシテ、ソレハ全部國家ガ總テノ計畫ヲ立テルト云フコトデハゴザイマセヌ、又全部ヲ悉ク統制法規ノ範圍ニ入レルト云フコトデナインデゴザイマシテ、要スルニ國家ガ綜合的ノ計畫ヲ立テマシテ、之ニ依リマシテ各種ノ企業家或ハ各種ノ企業團體ト云フモノガ、十分創意、能力ヲ發揮スルヤウニ致ス、之ヲマア趣旨ト致シマシテ計畫ヲ立テ行キタイ、斯ウ云フ風ニ存ジテ居リマス、今回ノ總動員法ノ改正ト云フコトニ付キマシテモ、斯クノ如キコトガ出來ルヤウニト云フヤウナコトモ、其ノ趣旨トシテ入ッテ居ル譯ヒタイト思ヒマス

シテ行カウト云フコトニ外ナラナイノデ  
サイマス、サウシテ其ノ方法ト致シマシ  
ハ、是ハ先般モ申上ゲマシタ通り、官民  
力ニ依ッテ、重要産業ヲ中心トシテ行カ  
テ行カウト云フコトヲ考ヘテ居ル譯デゴ  
イマス、左様ナ趣旨ニ於キマシテ、今回  
總動員ニ付キマシテモ、此ノ實行ニ付キ  
シテハ、官民協力致シマシテ、是非國力  
最モ有效ニ動員スルコトガ出來ルヤウニ  
テ行キタイ、斯クノ如キコトガ出來マス  
ヤウニ條項ヲ改正致シテ居ルノデアリマ  
結局計畫ト云フコトハ、國家ガ色々ナ  
畫ニ依リマシテ最モ無駄ノナイヤウニト  
ブコトヲ考ヘテ居ルノデゴザイマシテ、  
レハ全部國家ガ總チノ計畫ヲ立テルト云  
コトデヘゴザイマセヌ、又全部ヲ悉ク統  
法規ノ範圍ニ入レルト云フコトデナイノ  
コザイマシテ、要スルニ國家ガ綜合的ノ  
分創意、能力ヲ發揮スルヤウニ致ス、之  
書ヲ立テマシテ、之ニ依リマシテ各種ノ  
業家或ハ各種ノ企業團體ト云フモノガ、  
マア趣旨ト致シマシテ計畫ヲ立テ行キ  
イ、斯ウ云フ風ニ存ジテ居リマス、今回  
總動員法ノ改正ト云フコトニ付キマシテ  
スクノ如キコトガ出來ルヤウニト云フ  
ソナコトモ、其ノ趣旨トシテ入ッテ居ル譯  
ゴザイマス、ドウカ此ノ點十分御了承願  
タイト思ヒマス

○赤池濃君　只今星野大臣カラ計畫經濟ト  
云フ言ヲ盛ニ言ハレマシタノデアリマス、  
私ヘ、政府ガ計畫經濟ト云フ言葉ヲ發表サレタ  
ノデアリマスカラ、仕方ナイノデアリマスルケ  
レドモデス、此ノ言葉ニ付テハ非常ニ憂慮ス  
ルコトガアル、ト申シマスルノハ、學問的  
ニ言フナラバ、計畫經濟ト云フコトハ「マル  
キスト」ノ言デアルノデアリマス御承知ノ如ク、  
「ドイツ」ニ於テハ「ヒットラー」ハ計畫經濟ト  
云フ言葉ヲ全然排斥致シマシテ、「プラン・ウ  
イルト・シャフト」ト云フノデナク、「レンクン  
グ・ウイルト・シャフト」デナケレバナラヌ  
ト云フコト、斯ウ云フコトデ以テ計畫經濟  
ト云フ言ヲ極力排シテ居ルノデアリマス、  
而モ之ヲ行シテ居ルノハ「ゾ」聯デアルノダ、而  
モ其ノ「ゾ」聯ハ最初ソレヲ採ツタケレドモ、後  
ニ於テハ事實ニ於テソレヲシナクナツク、所  
謂後退ヲシタ云フノデアリマス、我々方  
採長補短、他國ノ長所ヲ採ツテ我ガ短ヲ補  
フノハ宜イノデアリマスケレドモ、他國ノ  
弊害アルモノヲ、失敗シタモノヲ採ツテ其ノ  
惡ニ倣フト云フコトハ、是ハ宜シクナイノ  
デアリマス、何故ニサウ云フヤウナ御言葉  
ヲ御用ヒニナルカ、「ヒットラー」ハ言フ、計畫  
經濟ニ於テハ責任ヲ執ル者ガナイ、人ノ  
創意ヲ害スルノダト云フコトヲ言ッテ居ル  
ノデアリマシテ、又私モサウダラウト思フ、  
然ラバデス、例ヲ取ル時分ニ於テハ、又參  
考ニ供スル時分ニ於テハ、サウ云フヤウナ  
コトヲ考ヘナケレバナラヌモノダト思フ、  
ソニ若シ御用意ガナカツタト云フナラバ、

失禮ナガラ輕率トカ杜撰トカ云フヤウナ風ノ批評ヲ受ケナケレバナラヌデヤナイカト思フ、殊ニ言葉ハ、言葉ト申シマスケレドモ、重大ナ意義ヲ持ツテ居ル言葉デアルノダカラシテ、其ノ言葉ニ付テハ相當御考ニナルコトガ必要デアルト思フ、ソレカラ官民協力ト仰シヤイマスケレドモ、官民協力ハ是非必要デアリマス、我ガ國ハ始終事有ル時ニ於テハ舉國一致デアリマス、近頃ハ舉國一致ノ體制ヲ執ルト云フヤウナ生マ身シニコトヲ言ッテ居リマスケレドモ、體制何物ゾ、我々ノ先輩ハ必ラズ舉國一致ノ實ヲ舉ゲテ來テ居ル、何ヲスルニ付テモ舉國一致デナケレバナラヌ、官民一致デナケレバナラヌ、體制トカ何トカ云フヤウナ生マ身シニ言葉ヲ言フベキ時デハナイ、我々ハ舉國一致デ以テシナケレバナラヌノデアリマス、優ガ、今回發布サレマシタ所ノ總動員法其ノ他ノモノヲ見マスルト、殆ド政府デ以テ有ラユルモノヲ割當テ、決メテシマツテ居ル、ハ是ダケノ配給ヲ以テヤラナケレバナラヌ、ノモノニアリ、方法ハ是デ以テヤレ、配給ハ是ダケノ配給ヲ以テヤラナケレバナラヌ、原料ハ是ダケノモノニアリ、材料ハ是ダケノモノニアリ、ト總テ何カラ何迄設備サレテ居ルノデアリマス、ソヨニ於テ何等人々ノ創意、責任ヲ認メナイト云フ時ニ於キマシテ、本當ニ官民一致ガ出來マセウカ、官民一致ト云フコトニ付テハ、其ノ當局者ガ本當ノ責任ヲ以テ、自分ノ良智良能ヲ發揮シマシテ、ソコニ於テ本當ニ計畫シタ時思フ、殊ニ言葉ハ、言葉ト申シマスケレドモ、重大ナ意義ヲ持ツテ居ル言葉デアルノダカラシテ、其ノ言葉ニ付テハ相當御考ニナルコトガ必要デアルト思フ、ソレカラ官民協力ト仰シヤイマスケレドモ、官民協力ハ是非必要デアリマス、我ガ國ハ始終事有ル時ニ於テハ舉國一致デアリマス、近頃ハ舉國一致ノ體制ヲ執ルト云フヤウナ生マ身シニコトヲ言ッテ居リマスケレドモ、體制何物ゾ、我々ノ先輩ハ必ラズ舉國一致ノ實ヲ舉ゲテ來テ居ル、何ヲスルニ付テモ舉國一致デナケレバナラヌ、官民一致デナケレバナラヌ、體制トカ何トカ云フヤウナ生マ身シニ言葉ヲ言フベキ時デハナイ、我々ハ舉國一致デ以テシナケレバナラヌノデアリマス、優ガ、今回發布サレマシタ所ノ總動員法其ノ他ノモノヲ見マスルト、殆ド政府デ以テ有ラユルモノヲ割當テ、決メテシマツテ居ル、ハ是ダケノ配給ヲ以テヤラナケレバナラヌ、ノモノニアリ、方法ハ是デ以テヤレ、配給ハ是ダケノ配給ヲ以テヤラナケレバナラヌ、原料ハ是ダケノモノニアリ、材料ハ是ダケノモノニアリ、ト總テ何カラ何迄設備サレテ居ルノデアリマス、ソヨニ於テ何等人々ノ創意、責任ヲ認メナイト云フ時ニ於キマシテ、本當ニ官民一致ガ出來マセウカ、官民一致ト云フコトニ付テハ、其ノ當局者

切合財皆命令デ當テガハレテ居ル其ノ時ニ  
於テ、本當ノ勇猛心ヲ起セトカ、本當ノ能  
力ヲ發揮シロトカ言ツテモ、是ハ言フ方ガ無  
理デハアリマセヌカ、官民一致ヲ唱ヘルナ  
ラバ、須ク官民一致ノ出來ルヤウナ情勢ニ  
置カナケレバナラスト思フ、ソレカラ又統  
制ヲシナケレバナラスト仰シヤル、統制モ  
結構デアル、先程カラ諄ク申シマスル如  
ク、必要ノ場合ニハ國家ノ權力ヲ加ヘテ、  
サウンシテ物ヲ能ク處置スルト云フコトハ、  
是ハ政治トシテハ當然ノコトデアリマス、  
併シは統制經濟、計畫經濟ナルモノニ依ミ  
テ、一切合財國家々々ト言ウテ、國家ト云フ  
名前ノ下ニ於テ官吏ガ色々ナコトヲシマシ  
タナラバドウナリマセウカ、例ヘバ公定相  
場ニ付テ見マシテモ、先程ノ委員會ニ於テ  
明カニナツタ如ク、初メハ重要物産ニ限シ  
居ツタ、今日ニ於テハソレガ三萬點ニ及ビ更  
ニ九萬點ニ及シダト云フ風デ以テ、萬物相  
關ノ理ハソコラ中ニズット擴ガツテ行カナ  
ケレバナラナクナル、殆ド際限ガ付カナク  
ナツテ來ル、私ハ先達テ委員會ニ於テ政府ニ  
此ノ總勅員法行ハレテ以來、臨時措置法行  
ハレテ以來、如何ニ官廳ガ増シタカ、官廳  
人員ガドノ位殖エタカ、經費ガドノ位殖エ  
タカト云フコトヲ御聽キシタケレドモ、未  
ダ以テ御答辯ガナイ、サウ云フヤウナ風デ  
アリマシテ、何處迄行クカ分ラナイ所ノ情  
勢デアルノデアリマス、此ノ統制ニ、計畫  
經濟ニ就キマシタナラバ、實際色々ナコトノ  
ヲ考ヘナケレバイケナイ譯デアリマスルカ

ラシテ、ソレデモ尙之ヲ御ヤリニナルカド  
ウカト云フコトヲ、私ハ切ニ伺フ者デアリ  
マスルガ、併シ委員會モアリマスコトデア  
リマスカラシテ、今日ハ此ノ程度ニ於テ質  
問ヲ打切ツテ、後ノ詳シイコトハ委員會ノ廣  
ニ譲リタイト思ヒマス

○子爵大河内輝耕君 質問致シタウゴザイ  
マス

○假議長(公爵徳川因順君) 宜シウゴザイ

〔子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル〕

○子爵大河内輝耕君 只今赤池君カラ非常  
ニ適切ナ御尋ネガアッタ、政府ノ十分ナ答解  
ヲ茲ニ得タイト思ヒマシタケレドモ、政府  
ノ答辯ガチヨットモハッキリシナイ、何ヲ仰  
シヤルノダカ少シモ分ラヌ、仕方ガナイカ  
ラ、時間ノナイノニ起タナケレバナラヌコ  
トニナリマシタ、私ノ伺フ所ハ、計畫經濟  
ト云フノヲ政府ハドウ解シテ居ルカト云フ  
コトデス、ソレハ併シ只今能ク分ッテ來タ  
ノデ、總テノモノヲ國營ニシテ國家ノ意用  
デヤルノデヤナイト斯ウ云フ御話ダツタ、ソ  
レニ付テ第一ニ伺ヒタインハ、私ハ計畫經  
濟ノ言葉、此ノ言葉ニ付キマシテ先達テ赤  
池議員カラ十分此處ニ御話ガアリマシテ、  
政府ハ其ノ不當ナルコトヲ認メラレテ訂正  
ヲサレルコトト思ッタ、ソレデ私ハ豫算委員  
會ニ於キマシテ此ノ點ヲ質問致シマシタ、  
尙此ノ言葉ヲ司法省ノ豫定經費ノ要求書ノ  
中ニ私ハ發見シタ、ソレデ司法省ニ注意ヲ  
致シマシテ、司法省ノ當局ハ早速私ノ意旨

ヲ容レラレテ之ヲ訂正サレタ、ソレニモ拘ラズ、企畫院總裁ハ、何ノ必要ガアルノカ此ノ字ヲ無闇ニ御使ヒニナル、怪シカラスコトダト私ハ思フカラ、數回ニ及ンデ注意ニ及ンダ、サウシテ今迄言シタコトハ仕方ガ依ッテ早ク御訂正ニナシタラ宜カラウト云フナイカラ、赤池議員ニ對スル答辯ノ趣旨ニコトヲ言シタガ、一向御聽キニナラヌ、是ハ當局者トシテ御考ガニ途ニ出テ居ルカラズ、ドチラダカハッキリ決メテ戴キタイ、ソレカラ次ニ此ノ總動員法ハ、今ノ企畫院總裁ノ御答ニ依ルト、總テノ國有國營ニスルノヂヤナイ、人民ノ創意ハ飽ク迄認メルノダ、斯ウ云フ御話ナラ是ハドウ云フ譯デ……處ガ此ノ法律ノ上ヲ見マスルト、總テガ國家ノ意思デヤツテ差支ナイヤウニ出來テ居ル、生產ノ仕方デモ、勞力管理デモ、皆國家ノ言フ通リニ、國家ト云フヨリ寧ロ政府デス、政府ナリ官吏ナリノ言フ通リニヤルヤウニ出來テ居ル、口デバカリ計畫經濟ハイケナイト言ツタッテ、此ノ總動員法ノ法律上ノ立テ方、建前ハサウナッテ居ル、是ハ何トカ若シモ今企畫院總裁ノ言フヤウニ、官民一致デ、國民ノ意思ヲ飽ク迄モ尊重スルノダト仰シヤルナラバ、相當立法上之ヲ修正サレル必要ガアラウト思フ、此ノ點ヲ伺ヒタイ、ソレカラ第三點トシテハ、只今赤池議員ノ言ハレタ通り、此ノ法令ノ濫發ヲヤツタツテルト思フ、役人ガ指導者原理ニナッテ國民

ヲ指導シヨウトスルカラコンナコトニナッテシマフ、ソレヨリモ役人トシテハ、生産力擴充ガ一番必要ナンデス、役人ドコロデナイ、我々モ全部舉ゲテ生産擴充ガ必要ダト思ツテ居ル、ソレデアリマスカラ、ソレナラバ此ノ法令ナンゾスッカリ御止メニナッテ、サウシテ詰ラナイ經濟團體ニ役人ヲ置クンダノ、ソレヲ指導者ニシテ經濟團體ヲ引摺テ行クンダナンテ、ソンナ考ヲ一切御止ヌニナッテ、經濟團體ヲ作ルノハ宜イガ、其ノ經濟團體ノ長老ニ能ク御懇談ニナッテ、政府トシテ是ダケノモノヲ是ダケノ金デ作りタリノダ、トウカ一ツヤッテ吳レスカト云フヤウニ御話ニナレバ宜イ、現ニ此ノ席ニオイデニナルカドウカ存ジマセヌガ、新聞紙ニ依リマスレバ、石油ノ方ニ付キマシテハ橋本社長ガ非常ニ御奔走ニナッテウマク出來掛けカツテ居ルト云フ、誠ニ結構ナコト、鐵ニ於テモ、電力ニ於テモサウ云フ御ヤリ方ヲ爲サレバ宜イ、政府ガ獨善デヤルモノダカララ發送電ノアノ始末ハドウデス、金ヲ損スルバカリデナイ、樺太・北海道カラハ火事ガ出掛けカツテ居ル、アノ始末ヲ何ト御覽ニナルカ、是ハ皆役人ガ先ニ立ツテサウシテヤラウトナサルカラサウナル、ソレヨリモ其ノ道ノ長老ニ御依頼ニナリマシテ、能ク御懇談ニナレバ必ズ是ハ行ク所迄行クト思フ、其ノ三點ニ付キマシテ、只今ノ赤池君ノ御質問、御質問ニ付テハ無論我々却テ蛇足ヲ加ヘルダケガ餘計ナモノト存ジマスケレドモ、御答ガ如何ニモ不明ナモノダカラ、重

○國務大臣(星野直樹君) 先程ノ赤池サン  
ノ御質問竝ニ之ニ關聯致シマシテ只今ノ大  
河内子爵ノ御質問ニ對シテ御答辯申上ダム  
ス、第一ノ計畫經濟ト云フ點ニ付キマシテ  
ハ、是ハ先釋來、如何ナル意味デ以テ計畫  
經濟ト云フヤウナ意味ヲ用ヒルカト云フコ  
トニ付キマシテハ、縷々申上ゲタ通りデザ  
ザイマス、要スルニ今日ニ於キマシテ國家  
ガ統制ヲ致シテ行カナケレバナラヌ、大キ  
ナ目的ノ爲ニ色々今日限リアル所ノ資源人  
力ト云フモノヲ用ヒテ行カナケレバナラヌ  
之ニハ矢張リ國家ガ綜合計畫ヲ樹テマシ  
テ、其ノ計畫ニ基イテ、各般ノ各部門ノ  
ハ創意工夫ヲ盡シテ働く代價ハナケレバナラ  
ヌ、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ政府ハ計  
畫經濟ト云フモノヲ用ヒテ居ルノデゴザイ  
マス、決シテ他意ハナイ、而シテ今日ニ於  
ハ政府ガ全責任ヲ持チマスガ、其ノ範圍内  
ニ於テ各企業者、又企業者ノ團體ト云フコ  
トヲ申上ゲタノデゴザイマス、ドウカ左  
ノガ創意工夫ヲ盡シテ、責任ヲ以テ仕事ニ  
當ル、斯ウ云フコトヲ庶幾シテ居ルト云フ  
スウ思フノデアリマス、最後ニ官民協力ト  
云フコトニ付キマシテ、又此ノ事業ノ施行リ  
云フコトニ付テ、所謂役人ノミガ指導スル  
カライカヌ、或ハ役人ガ主トシテ指導スル

コトガイカヌト云フヤウナ御話ニ付キマシテハ、其ノ點ニ付テモ誠ニ御同感ノ點ガアルノデゴザイマス、從ヒマシテ、先般政府ニ於テ發表致シマシタ經濟新體制ニ於キマシテモ、出來得ル限り各團體、各業者ニ御任セシテ、ソレ等ノ御方々ガ自分達ノ創意能力ヲ盡シテ、責任ヲ以テ各部門ニ於ケル所ノ生產擴充、事業ノ遂行ト云フモノニ當ツテ戴キタイ、斯クノ如キヤウナ形ニ、斯クノ如キ事ガ出來ルヤウニ致シタイト、斯ウ存ジテ居ルノデアリマス、唯斯クノ如キ場合ニ於キマシテ、各企業ノ方々ニ、例ヘバ鐵銅トカ或ハ石炭ト云フモノヲ任せテベルベクヤツテ行キタイト云フ場合ニ於キマシテハ、矢張リ其ノ業者自體ノ中ニ於キマシテ、相當ナ意見ノ違ヒガアッタ場合ニ、之ヲ判斷シテ行クト云フコトモ必要デアル、強力ニ之ヲ執行シテ行クガ爲ニハ、ドウシテモ各業者ガ一體トナツテ行ク必要ガアル、其ノ一體トナツテ行ク基礎ト云フモノヲ此ノ總動員法ニ於テ定メタイ、斯ウ云フコトモ考ヘテ居ルノデゴザイマス、要スルニ總動員法ニ於キマシテハ、勿論法律ノ形ト致シマシテハ、政府ノ權限ト云フモノヲ規定シテ居ルノデゴザイマスルガ、其ノ趣旨ト致シマシテハ、是等ノ規定ニ基キマシテ、此ノ基礎ノ上ニ眞ニ各業者ガ一體トナツテ、サウシテ其ノ創意ト能力ト云フモノヲ十分働カセルヤウニ致スコトニシタイト云フコトガ趣旨ナノデゴザイマス、左様ナ點ニ付キマシテ、詳細ノ點ニ付キマシテハ、尙委



ト相成リマシタ衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案ニ付キマシテ、先づ提案ノ理由竝ニ法律案ノ大要ヲ説明致シマス、最近ノ我が國内外ノ情勢ヲ見マスルニ、眞ニ有史以來ノ非常時局ニ直面致シテ居リマシテ、益々國家總力發揮國防國家體制ノ確立ヲ必要ト致シテ居ルノデアリマス、然ルニ最近ノ國際情勢ハ、更ニ緊迫ノ度ヲ加フル狀態ニ立到リマシタノデ、政府ハ諸法律案ノ提出モ、成ルベク當面ノ戰爭遂行、軍備ノ充實ニ真ニ緊要ナルモノノミニ大體ハ限定致シタク考ヘテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ、豫テ提案ノ豫定デ居リマシタ衆議院議員選舉法中改正法律案モ、其ノ提案ヲ見合セマシタ次第デアリマス、然ルニ四月末ニハ衆議院議員ノ總選舉ガ行ハル、筈ニナツテ居リマスルガ、斯カル情勢ノ下ニ於キマシテ、假令短期間ト雖モ國民ヲシテ選舉ニ済頭セシマスコトハ、選舉ノ性質上、不必要ニ兎角ノ論議或ハ摩擦競爭ヲ誘發スルノ虞方アリマシテ、斯クノ如キハ各種ノ方面カラ見マシテ、甚ダ面白クナイ結果ヲ招來スルノミテラズ、殊ニ官民舉テ國防國家體制ノ整備ニ寸時ヲ惜シソニ邁進スベキ昨今ノ情勢ニ照シマシテモ、舉國一致、國難克服ニ當ル所以デナイノデアリマス、何レニ致シマシテモ、今日ノ緊迫セル時局下ニ於テ、總選舉ヲ行ヒマスルコトハ適當デナイト考ヘマスルノデ、茲ニ衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、以下法律案ノ内容ニ付キマシテ大

體ヲ申上ゲマスルト、以上申上ゲマシタ理由ニ依リマシテ、議員ノ任期ヲ一年間延長スルト云フノガ本案ノ骨子デアリマスルが、同様ノ理由ニ依リマシテ、其ノ間ハ所謂再選舉及補闕選舉ハ之ヲ行ハナイコトニ致シテ居リマス、唯現在議員ガ餘リニ少數ニ相成リマスルト、議會ノ運用ニ支障ヲ來スルト云フノガ本案ノ骨子デアリマスルが、同様ノ理由ニ依リマシテ、其ノ間ハ所謂再選舉及補闕選舉ハ之ヲ行ハナイコトニ致シテ居リマス、唯現在議員ガ餘リニ少數ニ相成リマスルト、議會ノ運用ニ支障ヲ來到リマシタノデ、政府ハ諸法律案ノ提出モ、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案總定數ノ三分ノ二ニ滿タザルニ至リマシタトキニハ、其ノ補充ノ爲ノ選舉ヲ行フコトニ致シテ居ルノデアリマス、次ニ府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案ニキマシテ、其ノ提案ノ理由竝ニ法律案ノ大要ヲ説明致シマス、本法律案ノ根本趣旨ハ、衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案ト同様デアリマス、即チ我ガ國內外ノ緊迫セル状況ニ鑑ミマシテ、地方議會議員ノ任期延長シ、今後大體一箇年間ハ總選舉ヲ執行セザルコトト致シマシテモ、任期延長ノ低ク、之ヲ執行致シマシテモ、任期延長ノ必要ナ摩擦競爭ノ惹起スルコトヲ避ケルト共ニ、舉國一致寸時ヲ惜シソニ、國防國家體制ノ整備ニ邁進セムトスルノ趣旨デゴザイマス、本法律案ノ大要ヲ申上ゲマスルト、先づ本法律案ノ適用ヲ受ケマスル議員ノ範圍ハ、府縣會議員、市町村會議員、市制第六條ノ市ノ區ノ區會議員、北海道一級町村及二級町村ノ町村會議員、並ニ全部ノ事務ノ爲ニ設クル町村組合ノ組合會議員デアリマス、是等ハ地方自治ノ基本的團體ノ議會ノ議員デアリマシテ、衆議院議員ニ準ジマシテ取扱フコトヲ適當ト認メタノデアリマス、是等

體ヲ申上ゲマスルト、以上申上ゲマシタ理由ニ依リマシテ、議員ノ任期ヲ一年間延長スルト云フノガ本案ノ骨子デアリマスルが、同様ノ理由ニ依リマシテ、其ノ間ハ所謂再選舉及補闕選舉ハ之ヲ行ハナイコトニ致シテ居リマス、唯現在議員ガ餘リニ少數ニ相成リマスルト、議會ノ運用ニ支障ヲ來到リマシタノデ、政府ハ諸法律案ノ提出モ、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案總定數ノ三分ノ二ニ滿タザルニ至リマシタトキニハ、其ノ補充ノ爲ノ選舉ヲ行フコトニ致シテ居ルノデアリマス、次ニ府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案ニキマシテ、其ノ提案ノ理由竝ニ法律案ノ大要ヲ説明致シマス、本法律案ノ根本趣旨ハ、衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案ト同様デアリマス、即チ我ガ國內外ノ緊迫セル状況ニ鑑ミマシテ、地方議會議員ノ任期延長シ、今後大體一箇年間ハ總選舉ヲ執行セザルコトト致シマシテモ、任期延長ノ低ク、之ヲ執行致シマシテモ、任期延長ノ必要ナ摩擦競爭ノ惹起スルコトヲ避ケルト共ニ、舉國一致寸時ヲ惜シソニ、國防國家體制ノ整備ニ邁進セムトスルノ趣旨デゴザイマス、本法律案ノ大要ヲ申上ゲマスルト、先づ本法律案ノ適用ヲ受ケマスル議員ノ範圍ハ、府縣會議員、市町村會議員、市制第六條ノ市ノ區ノ區會議員、北海道一級町村及二級町村ノ町村會議員、並ニ全部ノ事務ノ爲ニ設クル町村組合ノ組合會議員デアリマス、是等ハ地方自治ノ基本的團體ノ議會ノ議員デアリマシテ、衆議院議員ニ準ジマシテ取扱フコトヲ適當ト認メタノデアリマス、是等

○假議長(公爵徳川國順君) 御質疑ガナケレバ、兩案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス  
〔白木書記官朗讀〕  
衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案外一件特別委員  
第一條 本法ニ於テ國家機密トハ國防上外國ニ對シ祕匿スルコトヲ要スル外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル重要ナル國務ニ係ル事項ニシテ左ノ各號ノ一一該當スルモノ及之ヲ表示スル圖書物件ヲ謂フ  
第一御前會議、樞密院會議、閣議又ハ之ニ準ズベキ會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事  
二 帝國議會ノ祕密會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事  
三 前二號ノ會議ニ付スル爲準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項

施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦之ヲ適用ス

第三條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國（外國ノ爲ニ行動スル者及外國人ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第四條 外國ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ國家機密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ國家機密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

ハ收集シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 前二條ニ規定スル原由以外ノ原因ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下の罰金ニ處ス

第八條 国防上ノ利益ヲ害ベキ用途ニ供スル目的ヲ以テ又ハ其ノ用途ニ供セラル虞アルコトヲ知リテ外國ニ通報スル

第三條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 國防上ノ利益ヲ害ベキ用途ニ供スル目的ヲ以テ又ハ其ノ用途ニ供セラル虞アルコトヲ知リテ外國ニ通報スル

他ニ關スル情報ヲ探知シ又ハ收集シタ

ル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第九條 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第十條 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ金融界ノ攪亂、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其ノ他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行為ヲ爲シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ十萬圓以下ノ罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十一條 第三條乃至第五條、第八條、第九條及前條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰

ス

第十二條 第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第八條 犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第八條 ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第八條 第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ

其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第八條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第十四條 第四條第一項、第八條、第十一條乃至前條ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官

ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第十五條 本章ニ規定スル犯罪行爲ヲ組成シタル物、其ノ犯罪行爲ニ供シ若ハ供セントシタル物又ハ其ノ犯罪行爲ヨリ生ジ若ハ之ニ因リ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有タルヲ問ハズ検事之ヲ沒取スルコトヲ得

前項ノ犯罪行爲ノ報酬トシテ得タル物及同項ニ掲タル物ノ對價トシテ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス

第十六條 本章ノ規定ハ左ニ掲タル罪ニ關スル事件ニ付之ヲ適用ス

一 第三條乃至第十三條ノ罪

二 軍機保護法第二條乃至第七條及此等ニ關スル第十五條乃至第十七條、軍機保護法第二編第一章（前項第二號ニ掲タル罪ヲ除ク）、第八章及第九十九條、海軍刑法第二編第一章、第二十七章及第四十章、朝鮮

大正十五年法律第六十號（暴力行為、暴行、匪徒刑罰令（明治三十一年律令第二十四號）、不穩文書臨時取締法、通貨及證券模造取締法、通貨及證券模造取締規則（明治三十六年律令第十

陸軍刑法第二十七條乃至第二十九條及此等ニ關スル第三十一條、第三十二條、第三十四條、海軍刑法第二十二條乃至第二十四條及此等ニ關スル第二十六條、第二十七條、第二十九

條並ニ國家總員法第四十四條ノ罪本章ノ規定ハ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與益ヲ與フル目的ヲ以テ犯シタル左ニ掲タル罪ニ關スル事件ニ付亦之ヲ適用ス

第二條、第三十四條、海軍刑法第二十二條乃至第二十四條及此等ニ關スル第二十六條、第二十七條、第二十九條並ニ國家總員法第四十四條ノ罪本章ノ規定ハ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與益ヲ與フル目的ヲ以テ犯シタル左ニ掲タル罪ニ關スル事件ニ付亦之ヲ適用ス

四號、明治三十八年法律第六十六號  
(外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券  
證券偽造變造及模造ニ關スル法律)、  
治安警察法、大正八年制令第七號(政  
治ニ關スル犯罪處罰ノ件)、外國爲替  
管理法、關稅法、昭和十二年法律第九  
十二號(輸出入品等ニ關スル臨時措  
置ニ關スル法律)、船舶法、航空法、  
電信法、無線電信法並ニ國家總動員  
法(前項第一號ニ掲タル罪ヲ除ク)  
ノ罪

第十七條 檢事ハ被疑者ヲ召喚シ又ハ其ノ  
召喚ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得  
檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル  
召喚狀ニハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職、氏  
名及其ノ命令ニ因リ之ヲ發スル旨ヲモ  
記載スベシ  
召喚狀ノ送達ニ關スル裁判所書記及執  
達吏ニ屬スル職務ハ司法警察官吏之ヲ  
行フコトヲ得

第十八條 被疑者正當ノ事由ナクシテ前  
條ノ規定ニ依ル召喚ニ應ゼズ又ハ刑事  
訴訟法第八十七條第一項各號ニ規定ス  
ル事由アルトキハ檢事ハ被疑者ヲ勾引  
シ又ハ其ノ勾引ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若  
ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得  
前條第二項ノ規定ハ檢事ノ命令ニ因リ  
司法警察官ノ發スル勾引狀ニ付之ヲ準  
用ス

第十九條 勾引シタル被疑者ハ指定セラ  
レタル場所ニ引致シタル時ヨリ四十八  
時間内ニ檢事又ハ司法警察官之ヲ訊問  
スベシ其ノ時間内ニ勾留狀ヲ發セザル  
トキハ檢事ハ被疑者ヲ釋放シ又ハ司法  
警察官ヲシテ之ヲ釋放セシムベシ

第二十條 刑事訴訟法第八十七條第一項  
各號ニ規定スル事由アルトキハ檢事ハ  
被疑者ヲ勾留シ又ハ其ノ勾留ヲ司法警  
察官ニ命令スルコトヲ得

第十七條第二項ノ規定ハ檢事ノ命令ニ  
因リ司法警察官ノ發スル勾留狀ニ付之  
ヲ準用ス

第二十一條 勾留ニ付テハ警察官署又ハ  
憲兵隊ノ留置場ヲ以テ監獄ニ代用スル  
コトヲ得

第二十二條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ  
繼續ノ必要アルトキハ區裁判所檢事ハ  
檢事正ノ許可、地方裁判所檢事ハ檢事  
長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ之ヲ更新スル  
コトヲ得但シ通ジテ四月ヲ超ニルコト  
ヲ得ズ

治安維持法ノ罪ニ付特ニ繼續ノ必要ア  
ルトキハ檢事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ  
勾留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通  
ジテ一年ヲ超ニルコトヲ得ズ

檢事總長又ハ其ノ指揮ヲ受ケタル檢事  
刑法第七十三條、第七十五條又ハ第七  
十七條乃至第七十九條ノ罪ノ搜査ノ爲  
特ニ繼續ノ必要アルトキハ一月毎ニ勾

留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジ  
テ六月ヲ超ニルコトヲ得ズ

第二十三條 勾留ノ事由消滅シ其ノ他勾  
留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得ズ

證人ヲ調書及鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ  
訊問調書ニ付之ヲ準用ス

第二十四條 檢事ハ被疑者ノ住居ヲ制限  
シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得  
刑事訴訟法第百十九條第一項ニ規定ス  
ル事由アル場合ニ於テハ檢事ハ勾留ノ  
執行停止ヲ取消スコトヲ得

第二十五條 檢事ハ被疑者ヲ訊問シ又ハ  
其ノ訊問ヲ司法警察官ニ命令スルコト  
ヲ得

第二十六條 檢事ハ公訴提起前ニ限り證人ヲ訊問シ  
又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ  
司法警察官ニ命令スルコトヲ得

第二十七條 刑事訴訟法中被告人ノ召  
喚、勾引及勾留、被告人及證人ノ訊問、  
押收、搜索、檢證、鑑定、通譯並ニ翻譯ニ  
關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク  
ノ外被疑事件ニ付之ヲ準用ス但シ保釋  
及責付ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 外國船舶又ハ外國航空機法  
律又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依ル禁  
止又ハ制限ニ違反シ當該禁止又ハ制限  
ニ係ル區域ニ侵入シタル場合ニ於テ檢  
事搜查ノ爲必要アルトキハ其ノ船舶若  
ハ航空機ニ對シ指定ノ場所ニ廻航スベキ  
コトヲ命ジ若ハ之ヲ抑留シ又ハ其ノ船舶若  
ハ航空機ノ長、乗組員及乗客ニ對  
シ指定ノ場所ニ滯留スベキコトヲ命ズ  
ルコトヲ得

第二十九條 辯護人ハ司法大臣ノ豫指  
定シタル辯護士ノ中ヨリ之ヲ選任スベ  
シ但シ刑事訴訟法第四十條第二項ノ規  
定ノ適用ヲ妨げズ

第三十條 辯護人ノ數ハ被告人一人ニ付  
二人ヲ超ニルコトヲ得ズ

第三十一條 辯護人ノ選任ハ最初ニ定メタル公判期  
日ニ係ル召喚狀ノ送達ヲ受ケタル日ヨ

官報號外 昭和十六年二月十三日 貴族院議事記録第十二號 國際保安法案 第一讀會

一〇五

リ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコ

トヲ得ズ但シ已ムコトヲ得ザル事由ア

ル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケタル

トキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 辯護人ハ審判ヲ公開シタル

公判廷ニ於テ口頭辯論ヲ爲ス場合ニハ

國家機密、軍事上ノ祕密、軍用資源祕

密又ハ官廳指定ノ總動員業務ニ關スル

官廳ノ機密ヲ陳述スルコトヲ得ズ此ノ

場合ニ於テ辯護人ハ其ノ事項ヲ記載シ

タル書面ヲ提出シテ陳述ニ代フルコト

ヲ得

第三十二條 辯護人ハ訴訟ニ關スル書類

ノ謄寫ヲ爲サントストキハ裁判長又

ハ豫審判事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

辯護人ノ訴訟ニ關スル書類ノ閱覽ハ裁

判長又ハ豫審判事ノ指定シタル場所ニ

於テ之ヲ爲スベシ

第三十三條 第十六條第一項ニ掲タル罪

又ハ外國ト通謀シ若ハ外國ニ利益ヲ與

フル目的ヲ以テ同條第二項ニ掲タル罪

ヲ犯シタルモノト認メタル第一審ノ判

決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ニ規定スル第一審ノ判決ニ對シテ

ハ直接上告ヲ爲スコトヲ得

テ第二審ノ判決ニ對シ上告ヲ爲スコト

ヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ爲スコ

トヲ得

上告裁判所ハ第二審ノ判決ニ對スル上  
告事件ニ關スル手續ニ依リ裁判ヲ爲ス

ベシ

第三十四條 裁判所ハ外國ト通謀シ又ハ

外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ第十六

條第二項ニ掲タル罪ヲ犯シタルモノト

認メタルトキハ其ノ旨ヲ判決ニ摘示ス

ベシ

前項ノ摘示ヲ爲シタル第一審判決ニ對

シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所

外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル

目的ヲ以テ犯シタルモノニ非ザルコト

ヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモ

ノト認ムルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ

破毀シ事件ヲ管轄控訴裁判所ニ移送ス

ベシ

第十六條ニ掲タル罪ヲ犯シタルモノト

認メタル第一審判決ニ對シ上告アリタ

ル場合ニ於テ上告裁判所同條ニ掲タル

罪ヲ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フ

ニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認

ムルトキ亦前項ニ同じ

第三十五條 上告裁判所ハ公判期日ノ通

知ニ付テハ刑事訴訟法第四百二十二條

ノルトキハ

第一項ノ期間ニ依ラザルコトヲ得

第三十六條 裁判所ハ本章ノ規定ノ適用

ヲ受クル罪ニ關スル訴訟ニ付テハ他ノ

訴訟ノ順序ニ拘ラズ速ニ其ノ裁判ヲ爲

スベシ

第三十七條 第十六條ニ規定スル罪ニ該

ル事件（陪審法第四條ニ規定スルモノ

ヲ除ク）ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付セズ

第三十八條 刑事手續ニ付テハ別段ノ規

定アル場合ヲ除クノ外一般ノ規定ノ適  
用アルモノトス

第三十九條 本章ノ規定ハ第二十一條、

第二十二條、第二十八條、第二十九條、

第三十條第一項、第三十三條、第三十

四條及第三十七條ノ規定ヲ除クノ外軍

法會議ノ刑事手續ニ付之ヲ準用ス此ノ

場合ニ於テ刑事訴訟法第八十七條第一

項トアルハ陸軍軍法會議法第百四十三

條又ハ海軍軍法會議法第百四十三條、

刑事訴訟法第四百二十二條第一項トア

ルハ陸軍軍法會議法第四百四十四條第

一項又ハ海軍軍法會議法第四百四十六

條第一項トシ第二十四條第二項中刑事

訴訟法第百十九條第一項ニ規定スル事

由アル場合ニ於テハトアルハ何時ニテ

モトス

第四十條 朝鮮及臺灣ニ在リテハ本章ニ掲

グル法律ハ制令又ハ律令ニ於テ依ル場合

ヲ含ム朝鮮ニ在リテハ第二十二條第三項

中刑法第七十三條、第七十五條又ハ第

七十七條乃至第七十九條トアルハ刑法

第七十三條、第七十五條若ハ第七十七

條乃至第七十九條又ハ朝鮮刑事令第三

條トシ第三十五條中刑法訴訟法第四百

二十二條第一項トアルハ朝鮮刑事令第

三十一條トス

第七十三條 第七十五條若ハ第七十七

條乃至第七十九條又ハ朝鮮刑事令第三

條トシ第三十五條中刑法訴訟法第四百

二十二條第一項トアルハ朝鮮刑事令第

三十一條トス

朝鮮ニ在リテハ本章中司法大臣トアル

ハ朝鮮總督、檢事總長トアルハ高等法

院檢事長、檢事長又ハ檢事正トアルハ

區裁判所檢事トアルハ地方法院檢事トス

臺灣ニ在リテハ本章中司法大臣トアル  
ハ臺灣總督、檢事總長又ハ檢事長トアル  
ハ地方法院檢察官長、地方裁判所檢  
察官又ハ地方法院檢察官、檢事ト  
アルハ檢察官、豫審判事トアルハ豫審  
判官トス

定アル場合ヲ除クノ外一般ノ規定ノ適  
用アルモノトス

第三十九條 本章ノ規定ハ第二十一條、

第二十二條、第二十八條、第二十九條、

第三十條第一項、第三十三條、第三十

四條及第三十七條ノ規定ヲ除クノ外軍

法會議ノ刑事手續ニ付之ヲ準用ス此ノ

場合ニ於テ刑事訴訟法第八十七條第一

項トアルハ陸軍軍法會議法第百四十三

條又ハ海軍軍法會議法第百四十三條、

刑事訴訟法第四百二十二條第一項トア

ルハ陸軍軍法會議法第四百四十四條第

一項又ハ海軍軍法會議法第四百四十六

條第一項トシ第二十四條第二項中刑事

訴訟法第百十九條第一項ニ規定スル事

由アル場合ニ於テハトアルハ何時ニテ

モトス

第四十條 朝鮮及臺灣ニ在リテハ本章ニ掲

グル法律ハ制令又ハ律令ニ於テ依ル場合

ヲ含ム朝鮮ニ在リテハ第二十二條第三項

中刑法第七十三條、第七十五條又ハ第

七十七條乃至第七十九條トアルハ刑法

第七十三條、第七十五條若ハ第七十七

條乃至第七十九條又ハ朝鮮刑事令第三

條トシ第三十五條中刑法訴訟法第四百

二十二條第一項トアルハ朝鮮刑事令第

三十一條トス

○國務大臣柳川平助君 國防保安法案提  
出ノ理由ヲ御説明申上ダマス、近代戰ニ  
於キマシテハ、諜報、宣傳、謀略等ノ祕密  
手段ガ、作戰地ハ國内ニ於テモ極メ  
テ活潑ニ行ハレテ居リマスコトハ、既ニ普ク  
御承知ノ所ト存ズル次第アリマス、即チ  
敵性國ハ、單ニ軍事ニ關スル事項ニ止マラ  
ズ外交、財政、經濟等各方面ニ亘ル國家ノ

重要機密ハ言フ迄モナク、尙廣ク國力ヲ探知收集致シマシテ軍事、外交ニ利用スル外、殊ニ獲得資料ヲ利用シテ積極的ニ或ハ宣傳ヲ、或ハ謀略ヲ敢行シ、以テ相手國ヲ内部的ニ崩壊セシムトシツ、アルノデアリマス、而シテ戰爭ガ持久性ヲ帶ブルニ從ヒマシテ、斯クノ如キ祕密手段ヘ益、活潑トナリ、戰爭ノ勝敗ニ重大ノ影響ヲ招來スルノデアリマス、我ガ國現下ノ情勢ハ、又敵性國ノ祕密戰的策動ヲ封殺シテ、總力戰態勢ノ強化ヲ圖ルノ急務ナルモノガアルノデアリマス、願ミマスルニ、我ガ國ニ於キマシテハ、軍機保護法其ノ他軍事上ノ祕密ヲ保護スベキ法規ハ現ニ存在シテ居リマスガ、前述ノ如キ廣範圍ニ屬スル國家ノ重要機密ヲ保護スベキ法規、竝ニ外國ノ行フベキ宣傳謀略ヲ防止スベキ法規ハ、遺憾ナガラ未ダ不備ナルヲ免レナイノデアリマシテ、此ノ際是等ニ對處スベキ罰則ヲ設クルノ必要アリト思料致スノデアリマス、又是ト同時ニ、右ノ國家機密ノミナラズ、既存ノ法律ニ規定セラレテ居ル所ノ軍事上ノ祕密等ニ關スル罪、其ノ他外國ノ諜報、諜略活動ヲ防止スベキ法令ノ違反事件ノ搜查ニ付テハ、搜查機關ヲシテ一元的ニ連絡統一アル活動ニ依リ、一舉ニシテ外國ノ諜報諜略網ヲ撲滅セシメ且捜査手續ノ敏速適正ヲ圖リ、又裁判手續モ之ヲ敏速化シ、且審判ノ過程ニ於テ國家ノ重要ナル機密ノ外部ニ漏泄スルコトヲ防止スル等ノ爲ニ必要ナル規定ヲ設ケ、以テ戰時下ニ於ケル國防國家體制ノ完璧ヲ期ス

ルコトハ喫緊ノ要務デアルト思料致スノデアリマス、何卒慎重御審議ノ上速カニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ切望致ス次第デアリマス

○子爵戸澤正巳君 只今議題トナリマシタ

國防保安法案ハ、重要ナル法案デアリマス

ルガ故ニ、此ノ特別委員ノ數ヲ二十七名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成  
〔近藤書記官朗讀〕

○假議長(公爵徳川因順君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○假議長(公爵徳川因順君) 御異議ナイト  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(公爵徳川因順君) 御異議ナイト  
認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔近藤書記官朗讀〕

#### 國防保安法案特別委員

公爵桂廣太郎君 侯爵大隈信常君

侯爵中御門經恭君 伯爵林博太郎君

子爵伊東二郎丸君 子爵谷儀一君

子爵西尾忠方君 子爵裏松友光君

松井茂君 小原直君

男爵東久世秀雄君 下條康麿君

廣瀬久忠君 内田重成君

建部遼吾君 伍堂卓雄君

男爵淺田良逸君 男爵柴山昌生君

黒崎定三君 男爵奥田剛郎君

宮田光雄君 澤田牛麿君

中野敏雄君 唐澤俊樹君

菅澤松村義一君

中野敏雄君 岡部長右衛門君

○假議長(公爵徳川因順君) 目程第六、帝都高速度交通營團法案 提出、衆議院第一讀會、小川鐵道大臣

#### 帝都高速度交通營團法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十六年二月八日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

帝都高速度交通營團法案

#### 帝都高速度交通營團法

##### 第一章 總則

第一條 帝都高速度交通營團ハ東京市及其ノ附近ニ於ケル交通機關ノ整備擴充ヲ圖ル爲地下高速度交通事業ヲ營ムコトヲ目的トスル法人トス

帝都高速度交通營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ關聯スル事業ヲ營ミ又ハ之ニ投資スルコトヲ得

六千萬圓トシ之ヲ六十萬口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第六條 帝都高速度交通營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ帝都高速度交通營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得

第七條 帝都高速度交通營團ノ出資者ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ譲渡スコトヲ得

第八條 出資者ハ帝都高速度交通營團ノ持分ヲ經テ其ノ持分ヲ譲渡スコトヲ得

第九條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ帝都高速度交通營團ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出資者が拂込ヲ爲サザルトキハ帝都高速度交通營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ處分スルコトヲ得

帝都高速度交通營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シタル

若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノタルコトヲ要ス

第四條 帝都高速度交通營團ハ出資ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ出資證券ヲ發行ス

第五條 政府ハ四千萬圓ヲ限リ帝都高速度交通營團ニ出資スルコトヲ得

前項ノ出資ハ帝國鐵道會計ノ資本勘定ノ歲出トシ之ニ因リ取得シタル出資證券ハ同會計ノ資本所屬物件トス

第六條 政府又ハ公共團體方帝都高速度交通營團ニ開資シタル場合ニ於テハ其ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ其ノ他ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第七條 帝都高速度交通營團ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ帝都高速度交通營團ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得

第八條 出資者ハ帝都高速度交通營團ノ持分ヲ經テ其ノ持分ヲ譲渡スコトヲ得

第九條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ帝都高速度交通營團ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出資者が拂込ヲ爲サザルトキハ帝都高速度交通營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ處分スルコトヲ得

帝都高速度交通營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シタル

金額ヲ從前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス  
持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滯納  
金額ニ満タザル場合ニ於テハ帝都高速  
度交通營團ハ從前ノ出資者ニ對シ不足  
額ノ辨済ヲ請求スルコトヲ得  
前三項ノ規定ハ帝都高速度交通營團ガ  
損害賠償及定款ヲ以テ定メタル違約金  
ノ請求ヲ爲スコトヲ妨げズ  
出資者ガ第一項ノ期間内ニ拂込ヲ爲サ  
ザルトキハ帝都高速度交通營團ハ其ノ  
出資者ニ對シ二週間内ニ出資證券ヲ帝  
都高速度交通營團ニ提出スベキ旨ヲ通  
知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出  
ナキ出資證券ハ其ノ效力ヲ失フ  
前項ノ場合ニ於テハ帝都高速度交通營  
團ハ遲滞ナク失效シタル出資證券ノ番  
號並ニ其ノ出資者ノ氏名及住所ヲ公告  
スルコトヲ要ス

第十一條 帝都高速度交通營團ハ勅令ノ  
定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス  
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ハ登  
記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對  
抗スルコトヲ得  
第十二條 帝都高速度交通營團ニ付解散  
ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於  
テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ  
之ヲ定ム  
第十三條 帝都高速度交通營團ニ非ザル  
者ハ帝都高速度交通營團又ハ之ニ類似  
スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ  
第十四條 民法第四十四條、第五十條、  
第五十一條第一項、第五十四條及第五  
十七條竝ニ非訟事件手續法第三十五條  
第一項ノ規定ハ帝都高速度交通營團ニ  
之ヲ準用ス

第二章 役員  
第十五條 帝都高速度交通營團ニ總裁副  
總裁各一人、理事五人以上及監事三人  
以上ヲ置ク  
第十六條 總裁ハ帝都高速度交通營團ヲ  
代表シ其ノ業務ヲ總理ス  
副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ  
行フ  
五 役員及會議ニ關スル事項  
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項  
七 交通債券ノ發行ニ關スル事項  
八 會計ニ關スル事項

監事ハ帝都高速度交通營團ノ業務ヲ監  
査ス  
第十七條 總裁、副總裁、理事及監事ハ  
主務大臣之ヲ命ジ總裁及副總裁ノ任期  
ハ五年、理事ノ任期ハ四年、監事ノ任  
期ハ三年トス

第十九條 帝都高速度交通營團ニ評議員  
若干人ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ  
評議員ハ事業經營ニ關スル重要事項ニ  
付總裁ノ諮詢ニ應ジ必要アルトキハ之  
ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得  
評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三年ト  
ス  
第三章 交通債券  
第二十條 帝都高速度交通營團ハ拂込資  
本金額ノ十倍ヲ限リ交通債券ヲ發行ス  
ルコトヲ得  
第二十一條 交通債券ハ額面金額五十圓  
以上トシ無記名利札附トス但シ應募者  
又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト爲ス  
コトヲ得  
交通債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行  
スルコトヲ得  
第二十二條 帝都高速度交通營團ハ交通  
債券償還ノ爲一時第二十條ノ制限ニ依  
ラズ交通債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交通債券ヲ發行シタ  
ルトキハ發行後一月内ニ其ノ發行額面  
金額ニ相當スル舊交通債券ヲ償還スベ  
シ  
第二十三條 交通債券ハ賣出ノ方法ヲ以  
テ之ヲ發行スルコトヲ得  
第二十四條 帝國鐵道會計ハ豫算ノ範圍  
内ニ於テ交通債券ノ引受ヲ爲スコトヲ  
得此ノ場合ニ於テハ其ノ引受ニ要スル  
支出ハ同會計ノ資本勘定ノ歲出トシ其  
ノ引受ケタル交通債券ハ同會計ノ資本  
所屬物件トス  
第二十五條 帝都高速度交通營團ニ於テ  
交通債券ヲ發行セントスルトキハ主務  
大臣ノ認可ヲ受クベシ  
第二十六條 政府ハ交通債券ノ元利支拂  
ヲ保證スルコトヲ得  
前項ノ保證ニ因ル政府ノ支出ハ帝國鐵  
道會計ノ収益勘定ノ歲出トス  
第二十七條 帝都高速度交通營團ハ地下  
高速度交通事業又ハ之ニ關聯スル事業  
ノ讓受代價ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ  
依リ政府ノ支拂保證アル交通債券ヲ以  
テ之ヲ交付スルコトヲ得  
第二十八條 交通債券ノ消滅時效ハ元金  
ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五  
年ヲ以テ完成ス  
第二十九條 交通債券ノ所有者ハ帝都高  
速度交通營團ノ財產ニ付他ノ債權者ニ  
先チテ自己ノ債權ノ辨済ヲ受クル權利  
ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權

ノ行使ヲ妨ゲルコトナシ

第三十條 所得稅法及有價證券移轉稅法  
中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ交通

通債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以  
債券ニ之ヲ準用ス

第三十一條 本章ニ規定スルモノノ外交  
通債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

#### 第四章 會計

第三十二條 帝都高速度交通營團ノ事業

年度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年  
三月迄トス

第三十三條 帝都高速度交通營團ハ其ノ  
資本金ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎事業  
年度ニ於テ準備金トシテ利益金ノ百分  
ノ十以上ヲ積立ツベシ

第三十四條 帝都高速度交通營團ハ拂込  
ミタル出資金額ニ對シ勅令ヲ以テ定ム  
ル割合ヲ超エテ利益金ノ配當ヲ爲スコ  
トヲ得ズ

帝都高速度交通營團ハ主務大臣ノ認可

ヲ受ケ政府ノ出資ニ對シ利益金ノ配當  
ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

#### 第五章 監督及助成

第三十五條 帝都高速度交通營團ハ主務  
大臣之ヲ監督ス

第三十六條 定款ノ變更及利益金ノ處分  
ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ  
其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十七條 主務大臣ハ帝都高速度交通  
營團ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲ス

コトヲ得

主務大臣ハ部下ノ官吏ヲシテ何時ニテ

モ帝都高速度交通營團ノ金庫、帳簿及  
諸般ノ文書物件ヲ検査セシムコトヲ

各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ  
十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超エ  
ルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又

ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ  
但シ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ三年  
間ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條 主務大臣ハ帝都高速度交通  
營團ニ對シ地下高速度鐵道ノ建設又ハ  
改良ヲ命ズルコトヲ得

第三十九條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依  
リ豫算ノ範圍内ニ於テ帝都高速度交通  
營團ニ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第四十條 帝都高速度交通營團ハ地下高  
速度鐵道ノ建設又ハ改良工事施行ノ爲  
地下埋設物ノ移轉其ノ他ノ工事ノ施行  
ヲ必要トスル場合ニ在リテハ其ノ工事  
ノ施行方法又ハ其ノ工事ノ施行ニ因リ  
テ生ズル損失ノ補償ニ付當該管理者ト  
協議ヲ爲スベシ但シ法令ニ別段ノ規定  
アル場合ハ其ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

前項ノ協議ヲ爲スコト能ハザルトキ又  
ハ協議調ハザルトキハ帝都高速度交通  
營團ノ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス  
前項ノ裁定中損失ノ補償ニ付不服アル  
者ハ協議ノ相手方ヲ被告トシ裁定ノ通  
知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判  
所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ訴訟ハ裁定ノ效力ヲ停止セズ

第三十六條 出資第一回ノ拂込完了シタル

トキハ出資者ノ總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員

会ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ帝都高速度交通

營團總裁ニ引渡スベシ

總裁前項ノ事務ノ引渡フ受ケタルトキ

ハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ

事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲  
スベシ

帝都高速度交通營團ハ設立ノ登記ヲ爲  
スニ因リテ成立ス

第五十一條 本法ニ規定スルモノノ外帝

都高速度交通營團ノ設立ニ關シ必要ナ  
ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

鐵道事業ニ付所得ニ對スル法人稅及營  
業稅ヲ免除ス

前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ

各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ  
十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超エ  
ルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又

ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ  
但シ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ三年  
間ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十二條 役員ガ法令、定款若ハ主務  
大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル  
行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ  
解任スルコトヲ得

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以  
テ之ヲ定ム

第四十三條 帝都高速度交通營團本法若  
ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基  
キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總裁  
又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副  
總裁ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁  
又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總  
裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ  
第44條 帝都高速度交通營團ノ總  
裁、副總裁又ハ業務ヲ分掌スル理事第  
十八條ノ規定ニ違反シ他ノ職業ニ從事  
シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第五十條 出資第一回ノ拂込完了シタル  
トキハ出資者ノ總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員

会ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ帝都高速度交通

營團總裁ニ引渡スベシ

總裁前項ノ事務ノ引渡フ受ケタルトキ

ハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ

事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲  
スベシ

帝都高速度交通營團ハ設立ノ登記ヲ爲  
スニ因リテ成立ス

第五十一條 本法ニ規定スルモノノ外帝

都高速度交通營團ノ設立ニ關シ必要ナ  
ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第四十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

第四十七條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ  
帝都高速度交通營團ノ設立ニ關スル事  
務ヲ處理セシム

第四十八條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主  
務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ  
出資者ヲ募集スベシ

第四十九條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ  
ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員

ハ遲滯ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシ  
ムルコトヲ要ス

第五十條 出資第一回ノ拂込完了シタル  
トキハ出資者ノ總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員

会ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ帝都高速度交通

營團總裁ニ引渡スベシ

總裁前項ノ事務ノ引渡フ受ケタルトキ

ハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ

事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲  
スベシ

帝都高速度交通營團ハ設立ノ登記ヲ爲  
スニ因リテ成立ス

第五十二條 陸上交通事業ヲ營ム會社ガ

陸上交通事業調整法第二條ノ命令ニ依

リ帝都高速度交通營團ニ事業ノ讓渡ヲ

爲シタルトキハ其ノ讓渡ニ因リ取得シ

タル交通債券ノ價格ニ關シ讓渡ヲ爲シ

タル事業年度ニ於ケル法人稅法ニ依ル

所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得

稅法ニ依ル利益ノ計算ニ付命令ヲ以テ

特例ヲ設クルコトヲ得

第五十三條 帝都高速度交通營團ニ事業

ノ讓渡ヲ爲シテ解散シタル會社ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ時價ヲ以テ交通債券

ヲ殘餘財產ノ分配金ニ充ツルコトヲ得

第五十四條 帝都高速度交通營團ハ陸上

交通事業調整法第二條ノ命令ニ基キ鐵

道財團ニ屬スルモノノ全部ヲ讓受ケタ

ルトキハ該鐵道財團及之ヲ擔保トスル借

入金又ハ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼ス

前項ノ場合ニ於テ帝都高速度交通營團

ニ屬シタル鐵道財團ハ從前ト同一ノ態

様ニ於テ前項ノ元利支拂義務ヲ擔保ス

第一項ノ規定ニ依リ社債ノ元利支拂義

務ノ承繼アリタル場合ニ於テ其ノ債務

ニ付テハ社債ニ關スル法令ヲ準用ス

前三項ニ規定スルモノノ外第一項ノ鐵

道財團及債務ノ承繼ノ場合ニ於テ必要

ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第五十五條 登錄稅法中第六條ノ三ヲ第  
六條ノ四トシ第六條ノ二ノ次ニ左ノ一  
條ヲ加フ

第六條ノ三 帝都高速度交通營團ガ交  
通債券ニ付登記ヲ受ケルトキハ左ノ  
殊ノ機關ヲ設立致シマシテ、之ヲシテ現在

區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムベシ

一 交通債券ノ拂込

拂込金額 千分ノ二

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止

每一件 金十圓

第五十六條 登錄稅法第十九條第七號中

「庶民金庫」ノ下ニ「帝都高速度交通營

團」ヲ、「庶民金庫法」ノ下ニ「帝都高

速度交通營團法」ヲ加フ

第五十七條 印紙稅法第五條中第六號ノ

六ノ三 帝都高速度交通營團ノ發ス

ル出資證券

二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

〔國務大臣小川鄉太郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(小川鄉太郎君) 只今上程サレ

マシタ帝都高速度交通營團法案ノ提出理由

ヲ御説明申上ゲマス、帝都ニ於ケル交通量ハ、

近年益々激増シツ、アルニ拘りマセズ、交

通機關、特ニ地下鐵道ガ不足シテ居リマシ

テ、到底圓滑且迅速ナル輸送ヲ爲スコトヲ

得ナイ狀態デアリマス、更ニ又地下鐵道ハ、

空襲下ニ於ケル唯一ノ交通機關開拓シテ必要

缺クベカラザル施設デアリマスカラ、帝都

ニ於ケル地下鐵道ヲ整備擴充シマスコトハ、

平戰兩時ノ交通上竝ニ防空上焦眉ノ急務デ

タル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十五條 登錄稅法中第六條ノ三ヲ第

六條ノ四トシ第六條ノ二ノ次ニ左ノ一  
條ヲ加フ

第六條ノ三 帝都高速度交通營團ガ交  
通債券ニ付登記ヲ受ケルトキハ左ノ  
殊ノ機關ヲ設立致シマシテ、之ヲシテ現在

ノ地下鐵道ノ全部ヲ買收セシメル同時ニ、  
毎年資材ト資金ノ許ス限り極力建設ヲ促進

セシメ、且又政府ニ於テモ之ニ對シ強力ナ

ル監督助成ヲナスコトガ必要デアルト考ヘ

マシテ、茲ニ本法案ヲ提出シタ次第デアリ

マス、今其ノ內容ノ主ナルモノヲ申上ゲマ

スレバ、帝都高速度交通營團ハ東京市及ビ

ムコトヲ目的トスル法人ト致シマシテ、其

ノ資本金ハ六千萬圓、内四千萬圓ハ政府ガ

之ヲ出資スルコトトシテ居リマス、其ノ第

一回拂込金一千萬圓ハ昭和十六年度豫算ニ

計上致シテ居リマス、而シテ本營團ハ、拂

込資本金ノ十倍ヲ限リ交通債券ヲ發行スル

コトヲ得ルコトトシマシテ、地下鐵道ノ建

設、事業ノ讓受等ニ要スル資金ハ、主トシテ

此ノ交通債券ノ依ツテ調達セシメタイト考ヘ

コトヲ得ルコトトシマシテ、地下鐵道ノ建

設、事業ノ讓受等ニ要スル資金ハ、主トシテ

此ノ交通債券ノ依ツテ調達セシメタイト考ヘ

コトドシ、又政府ハ地下鐵道ノ建設ノ促進

ヲ圖ル爲メ、補助金ノ交付其ノ他適當ナル

政府ノ監督助成ニ付キマシテハ、主務大臣

ハ特ニ地下鐵道ノ建設又ハ改良ヲ命ジ得ル

コトドシ、又政府ハ地下鐵道ノ建設ノ促進

ヲ圖ル爲メ、補助金ノ交付其ノ他適當ナル

助成方策ヲ執ルコトト致シタ次第デアリ

ス、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ御

願ヒ申上ゲマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ  
帝都高速度交通營團法案ハ十八名ノ委員ト  
シ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動  
議ヲ提出致シマス

日本發送電株式會社法中改正法律案  
第十七條ノ二 會社ガ第四條ノ規定ニ基  
キ日本發送電株式會社ニ出資ヲ爲シタ  
ルトキハ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル

議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〔白木書記官朗讀〕

帝都高速度交通營團法案特別委員

スマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔白木書記官朗讀〕

侯爵久我 通顯君 伯爵柳澤 保承君

子爵秋元 春朝君 子爵安藤 信昭君

子爵三島 通陽君 八田 嘉明君

男爵久保田敬一君 男爵近藤 澄彌君

藤沼 庄平君 次田大三郎君

古島 一雄君 兒玉 謙次君

大澤德太郎君 二瓶泰次郎君

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

日本發送電株式會社法中改正法律案  
第十七條ノ二 會社ガ第四條ノ規定ニ基  
キ日本發送電株式會社ニ出資ヲ爲シタ  
ルトキハ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル

株式ノ價額ニ關シ出資ヲ爲シタル營業  
年度ニ於ケル法人稅法ニ依ル所得、營  
業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依  
ル利益ノ計算ニ付命令ヲ以テ特例ヲ設  
クルコトヲ得

### 第二十九條 削除

第三十條ノ二 日本發送電株式會社ニハ

命令ノ定ムル所ニ依リ昭和十二年七月

一日ヨリ昭和二十一年十二月三十一日

ニ至ル間ニ於テ新設又ハ増設セラレタ

ル發電設備ヲ以テ營ム事業ニ付設備完

成ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間所得ニ對

スル法人稅及營業稅ヲ免除ス

日本發送電株式會社前項ノ設備完成前

其ノ設備ノ一部ヲ以テ事業ヲ~~營~~ム場合

ニ於テモ其ノ事業ニ付所得ニ對スル法

人稅及營業稅ヲ免除ス

前二項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益

ガ每營業年度ノ資本金額ニ對シ年百分

ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超

ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得

又ハ純益ニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用

セズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以  
テ之ヲ定ム

第三十二條第一項ヲ左ノ如ク改ム  
日本發送電株式會社ノ每營業年度ニ於  
ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタ

ル株金額ニ對シ第四營業年度迄ニ在リ

テハ年百分ノ四、第五營業年度以降ニ

在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザル  
トキ（利益金額ナキトキ及缺損ヲ生ジ  
タルトキヲ含ム）ハ政府ハ第十四營業  
年度迄之ニ達セシムベキ金額ヲ補給ス  
ベシ但シ第五營業年度以降ニ於ケル毎

營業年度ノ補給金ノ額ハ拂込ミタル株  
金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ相當ス  
ル額及當該年度ニ於テ支拂ヒタル社債  
ノ利息額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十一條 削除

### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條ノ二ノ改正規定ハ本法施行後終

了スル營業年度分ヨリ之ヲ適用ス

○國務大臣村田省藏君演壇ニ登ル

マシタ日本發送電株式會社法中改正法律案  
ニ付キマシテ提案ノ趣旨ヲ御説明申上ゲマ  
ス、申上ゲル迄モナク、電力ハ各種產業ノ

原動力トシテ、又國民生活ノ必需トシテ、國  
防上、產業上將又國民生活上、極メテ重要

ナル使命ヲ擔ヌテ居ルノデゴザイマス、從ヒ

マシテ生産力擴充ノ基本ニシテ國防ノ大本タ

國家的公益的見地ニ立ツテ最モ合理的ニ計

畫運營シ、以テ高度國防國家ノ要請ニ應ジ

得ルガ如キ機構ヲ整備充實セシメテ置クコ

トハ、現下内外ノ情勢ニ鑑ミシテ喫緊ノ

トル電力ニ付キマシテハ、其ノ生産及供給ヲ

ノ度ヲ加ヘテ居ルノデアリマシテ、國ヲ舉

テ萬難ヲ排シテ高度國防國家ノ建設ニ邁進

○假議長（公爵德川國順君） 戸澤子爵ノ動

議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長（公爵德川國順君） 御異議ナイト

ス

○佐藤書記官朗讀

日本發送電株式會社法中改正法律案特別  
委員

公爵二條 弼基君 侯爵細川 譲立君

伯爵溝口 直亮君 子爵保科 正昭君

子爵土岐 章君 子爵入江 爲常君

男爵飯田精太郎君 大橋 八郎君

坂野鉄次郎君 稲畑勝太郎君

小倉 正恒君 結城 安次君

松井貞太郎君 麻生 益良君

中野 敏雄君 柴田兵一郎君

門ニ先ンジテ電力ノ國家管理ヲ實現シ、國  
力ノ生產配給ノ機構ヲ強化スルコトハ最モ  
急務デアルト信ジマス、何卒御審議ノ上速  
カニ御協賛アラムコトヲ切望スル次第デゴ  
ザイマス

舞ハレ、且發電費ニ最モ大キナ關係ヲ有シ  
マスル石炭價格ノ昂騰其ノ品質ノ低下等、  
事變下種々ノ惡條件ニ遭遇致シマシテ非常  
ナル苦境ニ陥ツタノデアリマス、政府ハ現下  
ノ時局ニ鑑ミ、發送電機構ノ強化ヲ期スル  
ノ要緊切ナルモノアルヲ認ヌルノデアリマ  
スガ、其ノ第一步トシテ、日本發送電株式  
會社ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルコトガ焦眉ノ  
急デアルト考ヘルノデアリマス、日本發送  
電株式會社ノ改善ニ付キマシテハ、政府ハ  
固ヨリ、會社ニ於キマシテモ亦鋭意努力ヲ  
致シテ居ルノデアリマスルガ、渴水ノ點ハ  
兎モ角ト致シマシテ、炭價ノ昂騰、炭質ノ  
低下等ノ問題ハ差向キ之ガ改善ヲ期待シ得  
ナイノデアリマシテ、此ノ儘ノ狀態ヲ以テ致  
シマシテハ、本會社ノ重要使命ヲ全ウセシ  
ムル上ニ於テ遺憾ノ點アルヲ免レナイモノ  
ト認メラレルノデアリマシテ、茲ニ於キマ  
シテ日本發送電株式會社法ヲ改正シテ、租  
稅ノ減免、配當補給限度ノ引上等ノ方法ヲ  
ト強化シ、以テ同社ノ使命遂行ニ遺憾ナカ  
ラシムルコトト致シタイト存ズル次第デア  
リマス、御承知ノ如ク内外ノ情勢ハ愈緊迫

○子爵戸澤正己君 只今上程サレマシタ日  
本發送電株式會社法中改正法律案特別委  
員ヲ十八名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ  
一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○假議長（公爵德川國順君） 戸澤子爵ノ動

議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長（公爵德川國順君） 御異議ナイト

ス

○佐藤書記官朗讀

日本發送電株式會社法中改正法律案特別  
委員

公爵二條 弼基君 侯爵細川 譲立君

伯爵溝口 直亮君 子爵保科 正昭君

子爵土岐 章君 子爵入江 爲常君

男爵飯田精太郎君 大橋 八郎君

坂野鉄次郎君 稲畑勝太郎君

小倉 正恒君 結城 安次君

松井貞太郎君 麻生 益良君

中野 敏雄君 柴田兵一郎君

○假議長（公爵德川國順君） 日程第八、關

稅定率法中改正法律案、日程第九、昭和十

三回帝國議會ノ協賛ヲ經テ、他ノ產業部



サル者ニ付開始シタル相續ニ對スル相續稅ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
納稅義務者前項ノ規定ニ依リ相續稅ノ物納ヲ求メムトスルトキハ命令ノ定ム  
ル所ニ依リ第十三條ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ申請スヘシ但シ連帶納付ノ責アル納稅義務者ニ在リテハ其ノ一人ヨリ申請スルヲ以テ足ル  
政府ハ納稅義務者ノ物納ニ充テムトスル不動產力管理又ハ處分ヲ爲スニ不適當ト認ムルトキハ相續稅審査委員會ノ諮詢ヲ經テ其ノ變換ヲ命シ又ハ物納ヲ許可セサルコトヲ得  
政府ハ相續財產ノ狀況ニ依リ稅金ノ納付カ容易ニシテ物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムルトキハ相續稅審査委員會ノ諮詢ヲ經テ之ヲ許可セサルコトヲ得  
納稅義務者相續稅ノ物納ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ物納ニ充テムトスル不動產ノ變換ヲ命セラレタルトキ又ハ物納ヲ許可セラレタルトキハ當該相續稅  
付カ容易ニシテ物納ヲ許可スルノ必要ナシト認ムルトキハ相續稅審査委員會ノ諮詢ヲ經テ之ヲ許可セサルコトヲ得

臨時利得稅法中改正法律案  
臨時利得稅法中左ノ通改正ス  
第三十一條第三項中「臺灣」ノ下ニ、關東州」ヲ加フ  
附 則  
本法ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行  
〔國務大臣河田烈君演壇ニ登ル〕  
○國務大臣(河田烈君)只今上程致サレマシタル日程第八乃至第十一ノ案件ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、先づ關稅定率法中改正法律案中ノ主ナル改正事項ニ付テ申上ゲマス、其ノ第一ハ、本邦ニ近接スル地域ノ生産品ニ對シ、勅令ヲ以テ地域及物品ヲ指定シ、其ノ關稅ヲ低減又ハ免除シ、以テ本邦ニ近接スル地域ノ生産品ノ輸入ヲ圓滑ナラシメル爲、新タニ之ニ必要ナル規定ヲ關稅定率法中ニ設ケルコトト致シタ點デアリマス、此ノ法律デゴザイマス、砂糖ニ付キマシテハ、現行關稅ガ色相課稅デゴザイマス  
第十七條ノ二「ヲ加フ  
第十二條第四項中「第十條」ノ下ニ「及  
合ニ之ヲ準用ス  
本法ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相續ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
本法ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相續ニ付テハ此ノ適用ス

國有財產整理資金特別會計法第二條但書  
中「國有林野」ヲ上ニ「相續稅物納財產」ヲ加フ  
臨時利得稅法中改正法律案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十六年二月八日  
衆議院議長 小山 松壽  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿  
臨時利得稅法中改正法律案  
臨時利得稅法中左ノ通改正ス  
第三十一條第三項中「臺灣」ノ下ニ、關東州」ヲ加フ  
附 則  
本法ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行  
〔國務大臣河田烈君演壇ニ登ル〕  
○國務大臣(河田烈君)只今上程致サレマシタル日程第八乃至第十一ノ案件ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、先づ關稅定率法中改正法律案中ノ主ナル改正事項ニ付テ申上ゲマス、其ノ第一ハ、本邦ニ近接スル地域ノ生産品ニ對シ、勅令ヲ以テ地域及物品ヲ指定シ、其ノ關稅ヲ低減又ハ免除スルコトト致シタ點デゴザイマス、關稅定率法中ノ改正事項ニ付テハ前條第三項ノ規定ニ拘ラス其旨ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ賦延納ノ申請ヲ爲スコトヲ得  
前條第四項ノ規定ハ第二項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第十二條第四項中「第十條」ノ下ニ「及  
合ニ之ヲ準用ス  
第十七條ノ二「ヲ加フ  
本法ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相續ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
本法ハ昭和十六年四月一日以後開始シタル相續ニ付テハ此ノ適用ス

國有財產整理資金特別會計法第二條但書  
中「國有林野」ヲ上ニ「相續稅物納財產」ヲ加フ  
臨時利得稅法中改正法律案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十六年二月八日  
衆議院議長 小山 松壽  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿  
臨時利得稅法中改正法律案  
臨時利得稅法中左ノ通改正ス  
第三十一條第三項中「臺灣」ノ下ニ、關東州」ヲ加フ  
附 則  
本法ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行  
〔國務大臣河田烈君演壇ニ登ル〕  
○國務大臣(河田烈君)只今上程致サレマシタル日程第八乃至第十一ノ案件ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、先づ關稅定率法中改正法律案中ノ主ナル改正事項ニ付テ申上ゲマス、其ノ第一ハ、本邦ニ近接スル地域ノ生産品ニ對シ、勅令ヲ以テ地域及物品ヲ指定シ、其ノ關稅ヲ低減又ハ免除シ、以テ本邦ニ近接スル地域ノ生産品ノ輸入ヲ圓滑ナラシメル爲、新タニ之ニ必要ナル規定ヲ關稅定率法中ニ設ケルコトト致シタ點デアリマス、此ノ法律デゴザイマス、砂糖ニ付キマシテハ、現行關稅ガ色相課稅デゴザイマス  
第二ハ、本法ノ別表輸入稅表中、砂糖及礦油ノ項ノ改正デゴザイマス、砂糖ニ付キマシテハ、現行關稅ガ色相課稅デゴザイマス  
鑑ミマシテ、尙當分ノ間之ヲ免除スルノヲ鑑ミマシテ、尙當分ノ間之ヲ免除スルノヲ  
適當當ト認メマシテ本年六月三十日迄免除セラレ  
ルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、我ガ國ニ此ノ法律ハ鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法  
ニ於ケル其ノ生產、輸入、需給等ノ現狀ニ  
相續財產中不動產ノ占ムル割合比較的多イ  
者ニハ、相續財產タル不動產ニ依ル物納ヲ  
認メマシテ、此ノ際多年ノ懸案ヲ解決スル  
ヲ適當當ト認メマシテ、茲ニ相續稅法ノ  
改正法律案トシテ提案致シタ點デゴザイ  
マス、尙案ノ詳細ニ付キマシテハ他日ノ機  
會ニ於テ申上ゲタイト存ジマス、最後ニ臨  
時利得稅法中改正法律案、關東州ニ於キマ

シテハ、從來臨時利得稅ハ法人ニ對シテノ  
ミ課稅セラレテ居ツタノデゴザイマスガ、

今回新タニ個人ニ對シモテ課稅スルコトト  
相成リマシタノデ、關東州ニ住所ヲ有シ、

又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ガ、本法施  
行地ニ資產又ハ營業ヲ有スル場合ニ於キマシ  
テ生ズルベキ重複課稅ヲ避ケル爲ニ本案ヲ

提出致シタ次第デゴザイマス、以上各案ニ  
付キマシテ、十分御審議ノ上御協賛アラム  
コトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 賛成  
只今議題トナリマシタ  
關稅定率法中改正法律案外三件ノ特別委員  
ノ數ヲ十八名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長  
ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○假議長(公爵徳川園順君) 御異議ナイト  
議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(公爵徳川園順君) 御異議ナイト  
認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマ  
ス

(佐藤書記官朗讀)

關稅定率法中改正法律案外三件特別委員  
會

公爵山縣 有道君 伯爵柳原 義光君  
子爵小路定行君 子爵加藤 泰通君  
子爵大河内輝耕君 有吉 忠一君  
出淵 勝次君 賀屋 興宣君

男爵赤松 範一君 男爵松岡 均平君  
結城 豊太郎君 男爵島津 忠彦君  
滋澤 金藏君 磯野 康幸君

三橋四郎次君 田部長右衛門君  
政府前項ノ規定ニ依リ出資又ハ株金ノ  
渡邊 喜吉君 侯爵淺野 長武君

渡邊 喜吉君 侯爵淺野 長武君

拂込ヲ爲サントスルトキハ出資又ハ株  
金拂込ノ目的タル財產ノ價格ニ付樺太

官有財產評價委員會ニ諮詢スベシ  
樺太官有財產評價委員會ニ關スル規程  
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○假議長(公爵徳川園順君) 日程第十二  
樺太開發株式會社法案、政府提出、衆議院  
送付、第一讀會、秋田拓務大臣

樺太開發株式會社法案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議  
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十六年二月八日 衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

樺太開發株式會社法案  
樺太開發株式會社

第一章 總則  
第一條 樺太開發株式會社ハ樺太ニ於ケ  
ル經濟開發ノ目的トスル株式會社トシ  
其ノ本店ヲ豐原市ニ置ク

第二條 樺太開發株式會社ハ樺太ニ於ケ  
ル經濟開發ノ目的トスル株式會社トシ  
其ノ本店ヲ豐原市ニ置ク

第三條 政府ハ樺太開發株式會社ニ對シ  
萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之  
ヲ增加スルコトヲ得

第四條 政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株  
式ノ資本ノ半額ヲ限り出資スルコトヲ  
得

第五條 樺太開發株式會社ハ其ノ他ノ株  
式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第六條 樺太開發株式會社ノ株式ハ記名  
式トシ政府、公私團體、帝國臣民又ハ帝  
國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執  
行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以  
上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外  
國法人ニシテザルモノニ限り之ヲ所有  
スルコトヲ得

第七條 樺太開發株式會社ニ非ザルモノ  
ハ樺太開發株式會社又ハ之ニ類似ノ名  
稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ  
ヲ置ク

第八條 樺太開發株式會社ニ社長副社長  
各一人、理事三人以上及監事二人以上  
ヲ置ク

第九條 社長ハ樺太開發株式會社ヲ代表  
シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ  
行フ

第十條 副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定款ノ定  
ムル所ニ依リ樺太開發株式會社ノ業務

十一條 樺太開發債券ヲ發行スル場合ニ於テハ  
ツルコトヲ得

十二條 樺太開發債券ヲ發行スル場合ニ於テハ  
ツルコトヲ得

ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス  
監事ハ樺太開發株式會社ノ業務ヲ監査  
ス

第十一條 社長及副社長ハ主務大臣之ヲ命  
ジ其ノ任期ヲ五年トス  
理事ハ株主總會ニ於テ選舉シタル一倍  
ノ候補者中ヨリ主務大臣ヲ命ジ其ノ任  
期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任  
期ヲ二年トス

第十二條 樺太開發株式會社ハ左ノ事業  
ヲ營ムモノトス

一 糧業、林業、農業及畜產業  
二 農林畜產物ノ加工事業  
三 經濟開發ノ爲必要ナル資金ノ供給  
四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

五 前各號ノ外經濟開發ノ爲必要ナル  
事業

第六條 樺太開發株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベ  
シ

第七條 樺太開發株式會社ハ拂込ミタ  
ル株金額ノ三倍ヲ限り樺太開發債券ヲ  
發行スルコトヲ得

第八條 樺太開發債券ヲ發行スル場合ニ於テハ  
ツルコトヲ得

第九條 樺太開發株式會社ハ拂込ミタ  
ル株金額ノ三倍ヲ限り樺太開發債券ヲ  
發行スルコトヲ得

第十條 樺太開發株式會社ハ拂込ミタ  
ル株金額ノ三倍ヲ限り樺太開發債券ヲ  
發行スルコトヲ得

商法第二百九十六條ノ規定ヲ適用セズ  
第十四條 権太開發債券ヲ發行セントス  
ルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ  
第十五條 権太開發債券ノ所有者ハ権太  
開發株式會社ノ財產ニ付他ノ債權者ニ  
先立チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權  
利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權  
ノ行使ヲ妨グルコトナシ

#### 第五章 利益金ノ處分

第十六條 権太開發株式會社利益金ノ處  
分ヲ爲サンストルトキハ主務大臣ノ認  
可ヲ受クベシ

第十七條 権太開發株式會社ハ毎營業年  
度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲  
利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利  
益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ  
百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第十八條 権太開發株式會社ハ毎營業年  
度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政  
府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタ  
ル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達  
スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益  
ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第十九條 権太開發株式會社ハ毎營業年  
度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政  
府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタ  
ル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超  
過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有  
スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超  
エ利益配當ヲ爲サンストルトキハ其ノ

超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式  
ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割  
合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル  
株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有  
スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一  
ト四トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ  
第六章 政府ノ監督

第二十條 主務大臣ハ権太開發株式會社  
ノ業務ヲ監督ス

第二十一條 主務大臣ハ権太開發株式會  
社監理官ヲ置キ権太開發株式會社ノ業  
務ヲ監視セシム

権太開發株式會社監理官ハ何時ニテモ  
ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

権太開發株式會社監理官必要ト認ムル  
トキハ何時ニテモ権太開發株式會社ニ  
命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ  
報告セシムルコトヲ得

第二十二條 権太開發株式會社借入金ヲ  
ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述ス  
ルコトヲ得

第二十三條 権太開發株式會社ハ毎營業  
年度ニサンストルトキハ主務大臣ノ認可ヲ  
受クベシ

第三十三條 前條ノ認可アリタルトキハ  
設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツ  
ベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付  
株主ヲ募集スベシ

第三十四條 株式申込證ニハ定款認可ノ  
年月日並ニ商法第百七十五條第二項第  
二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事  
項ヲ記載スベシ

第三十五條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終  
了タルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ  
提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三十六條 創立總會ニ於テハ第十條ノ  
規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ  
選任ヲ行フベシ

第三十七條 創立總會終結シタルトキハ  
設立委員ハ其ノ事務ヲ権太開發株式會  
社社長ニ引渡スベシ

第三十八條 商法第百六十七條、第一百八  
十一條及第百八十五條ノ規定ハ権太開  
發株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第三十九條 本法施行ノ際現ニ権太開發  
株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ商  
號ト爲ス會社ハ本法施行後六月以内ニ  
其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第四十條 明治四十五年法律第二十三號  
ニ掲タル者ニ適用セズ

第三十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行  
ス

第三十二條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主  
務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十三條 前條ノ認可アリタルトキハ  
設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツ  
ベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付  
株主ヲ募集スベシ

第三十四條 株式申込證ニハ定款認可ノ  
年月日並ニ商法第百七十五條第二項第  
二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事  
項ヲ記載スベシ

第三十五條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終  
了タルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ  
提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三十六條 創立總會ニ於テハ第十條ノ  
規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ  
選任ヲ行フベシ

第三十七條 創立總會終結シタルトキハ  
設立委員ハ其ノ事務ヲ権太開發株式會  
社社長ニ引渡スベシ

第三十八條 商法第百六十七條、第一百八  
十一條及第百八十五條ノ規定ハ権太開  
發株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第三十九條 本法施行ノ際現ニ権太開發  
株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ商  
號ト爲ス會社ハ本法施行後六月以内ニ  
其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第四十條 明治四十五年法律第二十三號  
ニ掲タル者ニ適用セズ





スルモノデアリマス、今一件ハ北海道拓殖  
鐵道補助ニ關スル法律ノ改正デアリマス、  
買收セムトスル鐵道ハ、留萌鐵道ノ臨港線、  
新潟臨港鐵道、並ニ目下政府ニ於テ借入經  
營中ノ富士身延鐵道及白棚鐵道ノ四鐵道デ  
アリマシテ、何レモ是等鐵道ノ使命ト、時  
局下ノ必要ナル生産擴充ニ資セムガ爲、之  
ヲ買收シテ輸送力ノ強化ヲ圖ラムトスルモ  
ノデアリマス、又補償セムトスル軌道ハ、  
青森縣ノ田名部運輸軌道デアリマシテ、國  
有鐵道ガ接近並行シテ敷設シテアリマス給  
果、其ノ營業ヲ繼續スルコトガ出來ナクナ  
リマシタ爲、其ノ營業廢止ニ依ツテ生ズル  
損失ヲ補償セムトスルモノデアリマス、而  
シテ留萌鐵道及新潟縣港鐵道ノ買收並ニ軌  
道ノ補償ハ、何レモ地方鐵道法又軌道法ノ  
規定ニ依ルモノデアリマスルカラ、法律案  
トシテハ單ニ買收又ハ補償ノ爲必要ナル額  
ヲ限度トシテ公債ヲ發行セムトス所謂起債  
法案デアリマスルガ、富士身延鐵道及白棚  
鐵道ハ借入鐵道デアリマシテ、直接地方鐵  
道法ニ依リ買收スル譯ニ參リマセヌノデ、  
是等ニ付テハ別箇ノ買收法案トナツテ居リ  
マス、又北海道拓殖鐵道補助ニ關スル法律  
ノ改正ハ、北海道ニ於ケル鐵道軌道經營ノ  
現狀ニ鑑ミマシテ、拓殖上必要アリト認ム  
ルモノニ對シテ補助期間ヲ延長シ、尙引續  
キ助成ヲナシ、運輸交通ノ完備ヲ期セムト  
スルモノデアリマス、委員會ハ去ル二月八日  
及十日ノ兩日ニ亘リマシテ閉會ヲ致シマシ  
タ、四法案ヲ一括シテ審議致シマシタガ、其

ノ詳細ハ速記録ヲ御覽ヲ願ヒマシテ、茲ニ  
二ノ主要點ニ付テノミ御報告申上ゲマス、  
先づ鐵道買收ハ著シク利用者ノ便益ヲ増進  
スルモノデアリマスルカラ、政府ハ尙一層  
買收ヲ進ムベキモノデアル、若シ公債政策  
上是方許サレナイトスルナラバ、運賃問題  
等ニ關シテ他ニ之ニ代ルベキ方法ヲ考ヘテ  
ハドウダ、ト云フ御質問ガアツタノデアリマ  
ス、之ニ對シマシテ政府ハ、買收ニ付テハ  
公債政策ヲモ考慮ノ上順次進メテ行キタイ、  
又他ノ方法ニ付キマシテモ尙調査スル考  
道拓殖鐵道ノ補助期間ハ屢々延長サレテ居ル  
ガ、之ニ付テハ一方北海道ノ開發ソレ自體  
ニ付テ更ニ根本的ナ對策ヲ講ズル必要ガア  
ルヤウニ思フガ、トノ質問ガアリマシテ、  
之ニ對シマシテ政府ハ、此ノ點ハ政府ニ於  
テモ其ノ必要ヲ認メ、目下開發ノ綜合計畫  
ニ付研究中デアルト云フ御答デアリマシタ、  
又北海道ト本州トヨ海底隧道ヲ以テ連絡ス  
ルコトハ、國防上及ビ北海道ノ開發上ヨリ  
見テ必要ト思フカズ、政府ハ速カニ之ガ實  
現ニ努力セラレタトイト云フ御發言モアリマ  
シタ、質疑ヲ終リマシテ、討論ニ移リマシ  
タガ、一委員カラ四件全部ニ付、原案ニ贊  
成スル旨ノ御意見ガアリマシタ、更ニ港灣  
ニ於ケル事務處理方法ノ改善、省營自動車  
ノ開業ニ依ツテ、地方鐵道或ハ軌道ニ損矢ヲ  
希望セラレタノデアリマス、次デ採決ニ入  
リマシタ處、全會一致ヲ以テ四件共原案通

リニ可決致シタノデアリマス、以上ヲ以テ  
御報告ヲ終リマス

○假議長(公爵徳川園順君) 別ニ御發言モ  
ナケレバ、四案ノ採決ヲ致シマス、四案ノ  
第一讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌ  
カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○假議長(公爵徳川園順君) 御異議ナイト  
認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第一讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵梅園篤彦君 贊成

○假議長(公爵徳川園順君) 西大路子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○假議長(公爵徳川園順君) 御異議ナイト  
認メマス

○假議長(公爵徳川園順君) 四案ノ第一讀  
會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ  
問題ニ供シマス、四案全部、委員長ノ報告書  
通リデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○假議長(公爵徳川園順君) 御異議ナイト  
認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵梅園篤彦君 贊成

○假議長(公爵徳川園順君) 西大路子爵ノ  
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○假議長（公爵徳川因順君） 四案ノ第三讀會ヲ開キマス、四案全部、第二讀會ノ決議通リテ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○假議長（公爵徳川因順君） 御異議ナイト認メマス

○假議長（公爵徳川因順君） 日程第十九、軍機保護法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長大島子爵

軍機保護法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十六年二月十日

委員長 子爵大島陸太郎  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿

〔子爵大島陸太郎君演壇ニ登ル〕

○子爵大島陸太郎君 只今議題トナリマシタ軍機保護法中改正法律案ハ、陸海軍ノ軍法會議法中改正法律案特別委員會ニ併託セラレタルモノデゴザイマス、茲ニ其ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、二月十日開會、直チニ會議ヲ開キ、當局ノ御説明ヲ聽取シマシタ後、質疑ニ入りマシタ、本改正法律案ハ次ノ二件デゴザイマス、即チ第七條中、「千圓以下ノ罰金」ヲ「三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以



